

平成19年度 第4回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成19年9月14日(金) 13時05分～17時35分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委 員

浦山益郎委員長、葛葉泰久副委員長、大森達也委員、大森尚子委員、
芝崎裕也委員、鈴木宏委員、野口あゆみ委員、松山浩之委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

住まいまちづくり分野総括室長

都市政策室長

港湾・海岸室長 他

環境森林部

森林保全室長 他

四日市建設事務所

事業推進室整備二課長代理 他

鈴鹿建設事務所

事業推進室長 他

志摩建設事務所

事業推進室長 他

尾鷲建設事務所

事業推進室長 他

名張市

下水道計画室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(事業評価グループ副室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成19年度第4回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます事務局、県土整備部公共事業運営室の福岡です。どうぞよろしく願いいたします。座って司会の方、進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃると思いますので、ここで入場していただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

(委員長)

よろしいでしょうか。お願いします。

(傍聴者 入室)

(事業評価グループ副室長)

それでは、お入りいただきください。本日は、10名の委員中8名の委員にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、まず最初にお手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は、12までご用意しております。赤いインデックスで1番から12番まで付いており、そのうち資料7には青いインデックスで、7、111の2冊を、資料8には青いインデックスで、1、2、3、4、5、6の6枚を添付しております。お揃いでしょうか。

それでは、議事次第2番目の委員会の所掌事務と議事進行について、事務局から説明させていただきます。

(公共事業運営室)

事務局を担当しています県土整備部公共事業運営室の近藤です。よろしく申し上げます。私の方から、委員会の所掌事務と議事進行について説明させていただきます。

委員会の所掌事務と議事進行についてですが、これまでと同様に審議を行いますので、主要な点のみの説明とさせていただきます。なお、報道関係及び傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししております「平成19年度第4回三重県公共事業評価審査委員会について」という資料をご参照いただき、委員会資料で内容のご確認をお願いします。

本日は、資料12、三重県公共事業評価審査委員会条例第1項第1号に基づきまして、2件の再評価の調査審議をお願いいたします。

事業主体は資料9、三重県公共事業再評価実施要綱に基づき、5つの視点で自ら再評価を行っております。委員の皆様はお手元にご用意いたしております「再評価審議メモ」をご活用の上、事業主体の評価内容及び評価結果についてご審査いただきたいと思います。

次に、審査の進め方ですが、これまで同様、資料7の説明資料と正面スクリーンを用いまして事業主体が説明いたしますので、委員の皆様には説明が終わりましたらご質問いただきたいと思います。なお、恐縮ではございますが、答申につきましては、できるだけ本日中にいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員会の所掌事務と議事進行につきましては、以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、所掌事務と議事進行についてご説明しましたが、何かご質問ございましょうか。

(委員長)

皆さん、よろしいでしょうか。では、進めてください。

(事業評価グループ副室長)

それでは、議事次第の3番目ですが、本日ご審査願います事業を、事務局から説明いたします。

(公共事業運営室)

本日ご審査をお願いします事業は、赤いインデックス資料4の審査対象事業一覧表の右側に審査箇所がございますが、そこに が付してございます。7番と111番、この2つでございます。説明につきましては、まず都市公園事業の一般的な概要を説明いたしまして、その後7番、熊野灘臨海公園の説明をいたします。続きまして、111番名張市公共下水道の説明をいたします。委員の皆様からの質疑応答につきましては、それぞれの説明が終わりましたら、あとにお願いいたします。

なお、これらの再評価の概要を赤いインデックス資料5の再評価箇所一覧表に記載しておりますので、ご審査の際にご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、ただ今の説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員長)

皆さん、よろしいでしょうか。

(事業評価グループ副室長)

それでは、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、本日審議案件は2つですが、審議に入りたいと思っております。まず、都市公園事業についてご説明を受けて、その後、7番の案件に入りたいと思っております。

なお、本日の委員会終了時間は概ね17時とします。説明者の方は簡潔明瞭にお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

7番 都市公園事業 熊野灘臨海公園 紀北町

(都市政策室長)

県土整備部都市政策室長をやっています横山と申します。個別の熊野灘臨海公園の説明に先立ちまして、都市公園事業一般について、今年度初めてご審議いただくということで、若干お時間いただいて、私の方からご説明させていただきます。では、座ってやらさせていただきます。

お手元の資料7番の最初に熊野灘臨海公園、青いインデックスで7-2という資料が入

ってございますが、この最初に入っておる資料は後ほど個別の箇所として説明させていただく資料で、ちょっと通しのページがなくて恐縮なんです、その資料が 32 ページまでございまして、その後ろに都市公園事業の概要という資料が入っておるような形になっています。お手元の資料としてはそちらをご用意いただいて、基本的には前の画面の方にも出させていただきますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

まず、画面にも出ておりますが、公園の区分ということでございます。本日は都市公園事業についてご審議いただくわけですが、一般的に公園と言われているものについては、大きく営造物公園と地域性の公園というものに大別されるという形になってございます。都市公園はこの営造物公園に当たるわけですが、この都市公園に代表される営造物公園、国あるいは地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得いたしまして、目的に応じて公園の形態をつくり出して一般に公開するという形のものでございます。一方で、地域性の公園というのがありますが、いわゆる自然公園と呼ばれているものでございますが、こちらは国や地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定して、土地利用の制限とか行為の禁止制限等をかけて、主に自然景観などを保全するというようなことを目的としているもので、大きく性格が分かれているところでございます。

大きくはこういう分類学があるわけですが、そのうちの都市公園というものについては、そこにも書いてございますが、都市公園法という法律がございまして、そちらで一応定義されている内容としましては、1つ目に、「1. 都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園又は緑地」というもの。もしくは、「都市計画区域内外を問わずに都市計画決定された公園又は緑地」と、このあたりが1つ目の定義になります。もう1つ、国が設置するものがございまして、2ポツで書いてあるものですが、こちらは国がやる大きく2つある観点から国が設置するものというのがあります。こういうようなものが都市公園と位置づけられているということでございます。

次のページですが、ここに書いてありますように、これは都市公園を設置するときの手続きフロー。細かいことはあれなんです、都市公園法に基づいて手続きを踏んで都市公園が設置されるという流れがあるということでございます。国や地方公共団体が管理者になるわけですが、供用を開始するにあたって、名称とか位置とか区域とか供用開始の時期を公告するという手続きを踏んで設置されるという、法的な位置づけがあるものだというところでございます。

次のページですが、都市公園のはたらき、ここに掲げてあるようなさまざまのはたらきがございます。いちいち読んでおりますと時間の限りがございますのであれですが、大きくいろいろな役割の中でも、1つは良好な風致、景観を備えて地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、心身ともに豊かな人間形成に寄与する、あるいは、スポーツ、レクリエーションの場の提供というような役割があるかと思いますが、それ以外にも、公害発生の緩和とか、災害時の避難場所、あるいは大気の浄化等の役割を果たすというようなことで、多様な役割を持っているという特徴がございます。都市の中では公園だけに限らないで道路とか広場とか、そういうものと一体となって機能を発揮するという位置づけになってございます。

次に、こちらにも細々書いてございまして、細かい中身をご説明するのは趣旨ではございませんので省略させていただきますが、一応都市公園の中で計画論的にいろいろな位置づ

け、分類をしてございまして、小さな公園から大きな公園まで、このような形で計画論的な整理がされておりまして、こういうものを県、市、国が役割分担をしながら計画的に配置していくというような形で取り組んでおるところでございます。本日ご審議いただきます熊野灘臨海公園ですが、中段ぐらいの所に大規模公園という所の下、レクリエーション都市という項がございますが、ここに位置づけられるものでございまして、比較的特殊な広域的な公園の類型に位置づけられるものでございます。

次に、三重県の都市公園の整備状況ですが、ちょっと画面では文字が細かすぎて見えるかどうか申しわけないと思うのですが、これ古くなりますが、全国統計が出ているのが、平成 17 年度末時点でございます。県営とか市町が経営されているもの、あるいは、国営公園も合わせまして、三重県で 2,084 箇所、それから面積にして 1,422ha という都市公園が設置されてございます。都市計画区域内人口の 1 人当たりの公園面積が 8.64m² ということで、これは全国平均が 9.1m² ということでございまして、若干下回っておるような状況でございます。ちなみに都市公園法令上、住民 1 人当たり 10m² ぐらいを標準として計画していこうという考え方が提示されているところでございます。

こういう状況でございますので、三重県としても着実に都市公園の整備を進めていきたいということで、厳しい財政状況ではございますが、総合計画である「県民しあわせプラン」においても、快適なまちづくりの推進と大きく掲げた中で都市公園の整備に取り組んでございまして、7月に公表したこのプランの第二次戦略計画でも、平成 22 年度末には何とか 9.27m² ぐらいまでには持っていきたいということで、現在取組を進めておるところでございます。

この中でも特に県内は、今日ご審議いただく熊野灘臨海公園も含めまして 6 箇所の県営公園を、県で直接運営させていただいておりますが、そのうち 4 箇所は全面開園をさせていただいております。今、残り 2 公園、四日市と菟野町、いなべ市あたりにまたがります北勢中央公園、それから本日ご審議いただく熊野灘臨海公園が今事業中ではございまして、それ以外は全面供用をさせていただいているというところでございます。そのほかに、市町の方でも都市公園の整備を続けていただいております。都市計画区域を決定している 25 市町のうち、現在国の補助事業で都市公園を整備させていただいておりますのは、桑名市総合運動公園ほか、7市の 12 公園という状況でございます。

最後に、費用対効果分析について少しご説明させていただきます。ちょっと画面出ませんが、お手元の資料の後半に紙質が変わる所があると思いますが、大部のマニュアルを参考に入れさせていただいております。「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」というものと、小規模公園のものと、両方一応ご参考に配付させていただいております。本日の公園は、比較的大規模な公園でございますので、この「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」というものを参考に使わせていただいております。このマニュアルは、1枚めくっていただいて、「監修のことば」等が入っておりますのでおわかりになると思いますが、国の方で中心になってまとめられたものでございまして、一応位置づけとしては国の補助事業の採択を求めるには、このマニュアルを参考にしてちゃんと B / C を出さなければいけないというような考え方になってございます。

お手元の資料のそのマニュアル 5 ページを開いていただきますと、評価方法についてという項目があります。これも中身に入っていきますと、これだけで時間がかかってしまい

ますので、非常に簡単に申し上げますと、ここに書いてあるように、便益と費用を割り算するわけですが、このマニュアル上は便益を公園の直接的な利用価値と間接的な利用価値というのを積み上げましょうという考え方になっています。それから、費用の方は、整備費用と一定の期間の維持管理費用というものを足し上げて費用とすると、それで比を出すという考え方でございます。長期間に渡るものでございますので、一応プロジェクトの期間としては、プロジェクトライフと言っていますが、50年。それから、未来の投資については、あるいは費用については、現在価値に戻す必要があるわけですが、標準的な割引率として4%というものをいまして、このあたりは今回の案件でも参考にしておるところでございます。

もう一枚めくっていただきますと、計測手法について簡単に書いてございますが、今回、直接利用価値を熊野灘臨海公園に関して算出しておりますが、基本的には旅行費用法を用いましょうというのが、このマニュアルの考え方になってございます。ちなみに、間接利用価値については、その6ページの表にある効用関数法というのをいまして、このことが書いてあったりします。ただし、三重県におきましては、実は平成15年度に開催されました当三重県公共事業評価審査委員会で、「便益計算について、実態を反映しない原単位をもって計算するなど、画一的にマニュアルを用いていたことから、事業効果の妥当性を客観的に判断できなかった」というご意見をいただいたことがございます。このご指摘を踏まえまして、実は間接利用価値というのはなかなか算出を妥当な形で出すのが難しいところがございますので、安全サイドに立って直接利用価値だけを積み上げるような形でご説明させていただくように、その後させていただいております。今回もそのような形でさせていただいておりますので、また後ほどご説明させていただきますが、ご了解いただければと思っております。

資料の中に入っているものを用いてのご説明は以上でございます。あと、別途熊野灘臨海公園の管理についてという、こういう資料をお手元にお配りさせていただいております。前回、事前のご説明をさせていただいたときに、何点かご指摘いただいて、具体的な熊野灘臨海公園の内容については、後ほど詳しく説明とともにさせていただきますが、ちょっと事前に私の方から、基本的な管理区分については再度整理してご説明しておいた方が、お話を聞いていただくときに混乱がないかなと思ひまして、整理をさせていただいた資料を提出しておりますので、ご説明させていただきます。

前回話が出ましたが、この熊野灘臨海公園に関しては、指定管理者制度というのを導入してございます。この資料にもございますが、従前は地方自治法上管理委託制度というのがございまして、公の施設の適正な管理を確保するために受託できるような公共性のある団体、公共団体自身であったりするわけですが、そういう所に限られておったわけですが、ご存知のとおり指定管理者制度というのが設けられまして、管理委託制度は廃止されたという関係になってございまして、民間も含めて適切な所に出せばいいと。ただし、きっちり手続きは踏まないといけないわけですが、慎重な選考過程と議会の関与なんかもきっちり位置づけられた上で、指定管理者に管理をお願いするという制度になっております。

熊野灘臨海公園は、従前管理委託制度で地元公共団体に管理をお願いしておったのですが、18年4月から指定管理者制度を導入するというところで、公募手続きをとったところでございます。公募の結果として、地元公共団体の紀北町さんが応募されて、指定管理者

に指定されたという経緯になってございます。

一方、もともと熊野灘臨海公園には、公園管理者以外が設置する施設というものがたくさんございまして、これは都市公園法の5条という規定に基づくものですが、そういうものがございまして。このページに書いてございますように、一番下の表でございまして、各地区の中段にある施設があるわけですが、それぞれこちらの方は指定管理者制度ではなくて、5条許可を取って紀北町なり第3セクターが管理するという形で管理をしておるということでございます。

これは法的に両方手続きはまったく異なっておりまして、本質的に何が違うかと申しますと、指定管理者制度の管理部分に関しましては、県があくまでも管理者に委託しているわけですので、費用を県が負担して、そのお金で管理をしていただくという基本構造になってございます。5条許可の場合は、管理主体そのものをその人として、こちらは許可を出すだけという関係になりますので、基本的に費用負担はその管理者さんがされると。そこが本質的に違うところでございます。

簡単ではございますが、こういう形の若干管理関係は複雑になっている公園でございますが、そこら辺も含んだ上で、これからのご説明を聞いていただければと思います。以上でございます。

(委員長)

ただ今のご説明で、何か質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、7番の熊野灘臨海公園について、ご説明をお願いします。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

それでは、ご説明の方させていただきます。私、尾鷲建設事務所の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、私どもが行いました資料7-2でございまして、熊野灘臨海公園事業の再評価結果につきましてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、事業の概要についてご説明させていただきます。熊野灘臨海公園事業は、北牟婁郡の旧紀伊長島町から旧海山町でございますが、現在の紀北町の海岸部に沿って計画され、昭和45年度にレクリエーション都市整備事業として着手し、完成予定の平成24年までの42年間の計画としております。事業規模は、総面積530.8haの大規模な公園事業でございまして、これは東京ドーム約115個分にも相当する広大なエリアとなっております。そして、平成14年度より片上池地区、城の浜地区、大白地区の3地区を重点整備地区として位置づけ、この3地区において住民検討会を設立し、住民参画によって地域と一体となった整備を進めていくといった取組を行わせていただいております。

次に、再評価の経緯を説明させていただきます。当公園事業は、平成10年度及び14年度におきまして再評価を行い、委員会のご指導を頂戴しながら進めてまいりました。平成10年度の再評価を受け、コンセプトの明確化、ソフトプログラムを中心とした基本計画の策定、そして3地区の重点整備化というのを行いました。また、このときに長期間を要する事業であることから、再評価委員会に諮りながら進めるようにといったご指導も頂戴しております。このことから、再評価審議スパンである5年を区切りに、社会経済情勢を

捉えた5カ年の整備計画というものをお示しし、承諾をいただいた後に整備を図るといった手法で進めさせていただいているところでございます。

そして、5年後の平成17年度の再評価時点では、ソフトプログラムベースの基本計画の了承をいただくとともに、その後、住民主導により管理運営の協力要請などを行ってまいりました。しかしながら、平成14年度の再評価におきまして、大白地区で住民意見を取り入れたスポーツ施設整備案をお示ししたところ、整備目的・コンセプトの重要性を理解していないといったご指導を承りまして、提案自体を取り下げるといった重大な結果に至っておるわけでございます。本日の委員会におきましては、平成14年度の再評価から5年という審議スパンが経過していることから、再度評価をお願いすると同時に、平成17年度に取り下げに至った経緯を真摯に受け止めまして、大白地区を中心に説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この事業の整備目的についてご説明いたします。当公園は、レクリエーション都市公園との位置づけから、関西圏や中部圏といった大都市圏をはじめとした広域的な都市圏で発生するレクリエーション需要を充足する公園を整備するということが、第一の整備目的となっています。さらに、東紀州地域の活性化と連携した都市公園を整備するという目的も併せ持った都市公園として位置づけているところでございます。

そして、各地区におきましては、それぞれ整備コンセプトを設定しておりまして、このコンセプトは住民検討会と学識経験者からなる基本計画検討委員会で整理を行ったものであり、真摯に検討がなされて決定したものでございます。大白地区につきましては、「キッズファーム」という整備コンセプトを設定しています。サブタイトルで、「子供たちが自然を育て、その中で子供が育つ場所」と位置づけており、整備済み部分の後背地の豊かな自然条件を活用、地区内の環境を保全・復元し、自然を満喫できるソフトプログラムを整備、子供達が環境作りを手がけ、学習を重ねることができる「子供たちのための秘密基地」を整備する。以上を基本的な考え方として、キッズファームとしてのコンセプトづくりがされてきました。

ところが、平成17年度においては、このような策定背景を理解せず、地元住民が切望したスポーツ施設を住民意見のみに傾注してしまい、でき上がった計画をお示ししてしまった次第でございます。

そして、この17年度以降の取組でございますが、整備コンセプトとその策定経過の重要性を踏まえ、平成14年度再評価時点の計画をベースに住民検討会と協議を重ねてまいりました。しかしながら、赤色の点線で囲んでおります野草地・収穫園の整備につきましては、当地域が猿や鹿などの獣害といったものが深刻であるということで、エリアの維持管理が非常に困難であることや、自然環境豊かなこの地域に人工的な自然をつくるといった行為に対して、住民より痛烈に批判を受けることとなりました。さらに、公園整備の目的や整備コンセプトにつきましては、概ね理解を得つつも、スポーツ施設整備に固執した意見も相変わらず根強く、このまま野草地・収穫園での計画を推し進めても、当公園整備の1つの目標である管理運営面において民間組織の協力を得るといった状況には至りませんでした。

そこで、結論といたしましては、当該エリアをその他の後背地エリアと同様に、現在の自然環境をそのままに保全していく環境保全エリアとして位置づけたいと考えております。

そして、大白地区につきましては、広場、学習施設などの整備を順次図っていくと同時に、管理運営の協力組織の具体化について、地元と引き続き協議していきたいと考えております。以上が、大白地区に関する説明でございます。

続きまして、その他の重点整備地区について、事業の進捗状況をご説明いたします。スライドは片上池地区でございます。当地区は、「湖畔を元気に歩けば食に出会える」といったことをコンセプトに、主に片上池を周遊できるウッドデッキ、併せて園地の整備に取り組んでいます。工事を進めるにあたっては、当地区が国設の鳥獣保護区であることから、鳥獣保護管理員や地元の自然保護団体の方々と協力し、自然環境の保全、動植物の保護に配慮しながら工事を進めています。具体的には、飛来する野鳥の影響を最小限にするため、工事実施時期の調整や、池の周りに自生するハマボウといった植物でございますが、このハマボウの移植などに努めています。

また、片上池地区におきましては、園路ですがデッキ工事が進むにつれ、地元の皆さんにも大変喜んでいただいているところでございます。このような中で、道路の維持管理などで実績のある地元の団体から、「公園ができて上がったときには、ぜひうちで管理運営をさせていただきたい」というふうな申し出も頂戴しております。ぜひ大白地区におきましても、このような団体にご協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

写真の方は、平成 18 年度に部分供用しました地元産木材を使用した木製デッキとなっております。木製品ならではの癒しの空間を提供するとともに、併せましてユニバーサルデザインの設計を取り入れることにより、車椅子でも利用可能な形態、また適所に手摺りや休憩スペースを配置することにより、すべての人々が快適に利用できる空間となっております。

次に、城の浜地区でございます。城の浜地区におきましては、整備コンセプトである「驚沢な休息」のもとに、県、紀北町、民間が集客交流を一層活性化させるため連携して整備を進めているところでございます。現在、三重県と紀北町からの補助金を活用した民間による温泉の掘削が行われているところでございます。

続きまして、事業全体の説明に移らせていただきます。全体事業費は、先ほどの大白地区の計画を一部取りやめたことで、約 3,200 万円の縮減となり、約 171 億 9,000 万円となります。うち用地費が 41 億 7,000 万円、整備費が 130 億 2,000 万円でございます。このうち施工済み額につきましては 155 億 6,000 万円であり、用地買収については完了しております。全体の進捗率につきましては 90.5%となっております。

次に、計画内容についてご説明いたします。予定している工事内容は、旧収穫園の整備を除き、平成 14 年度再評価時点においてご承認いただいた内容と変更はございません。今後、事業の進捗を阻害する要因も見当たらないことから、片上池地区を平成 20 年度に完成し、大白地区、城の浜地区の整備にシフトし、平成 24 年に熊野灘臨海公園の整備を完了します。

次に、費用対効果分析の結果をご説明いたします。今回の便益算定にあたりましては、直接利用価値を計測しております。直接利用価値とは、その場所までのアクセスの要する旅行費用を支払ってでも訪問する価値がその場所にはあるということを前提にしました旅行費用法、いわゆるトラベルコスト法で算出いたしております。具体的には、公園利用者の移動に要する費用と、公園施設利用の滞在時間を貨幣価値換算しまして便益としたもの

でございます。また、費用につきましては、これまでに要した用地補償費、整備費、維持管理費の合計に、今回提案します整備費と今後 50 年間必要とされる維持管理費を加えたものを、現在価値に置き換えて算出しています。

算定の詳細につきましては、大白地区を代表に説明させていただきます。当地区は、テニスコート利用者と芝生広場など、園地の利用者につきまして便益を算定しています。利用者の算定につきましては、資料の 20 ページの方にまとめてございますが、平成 18 年度までは利用実績にて算定を行いました。平成 19 年度以降につきましては、過去 5 年のデータの平均値がそのまま継続するものとして算定しております。さらに大白地区におきましては、各種プログラムの実施により想定されます利用者を年間 680 人と設定し、施設整備後の 2012 年からカウントすることといたしました。移動費用につきましては、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルにより、50%、80%及びそれより遠い部分といった 3 段階の誘致圏域距離というものを設定しまして算定しております。

この考え方をもとにしまして具体的に計算方法をご説明いたします。資料は 29 ページの方になります。2015 年を例にします。公園の利用者想定につきましては、テニスコート及び広場をあわせまして 52,478 人でございます。例えば、交通費では、50%から 80%の圏域におきまして、総利用者の 52,478 人の 30%。30%というのは、80% - 50%ということでございますが、30%に 11.7km の移動距離と燃料消費量 1 km 当たり 13 円を往復分計上しまして、478 万 9,000 円となります。次に、時間価値でございますが、こちらは 80%の圏域外の場合について説明させていただきますと、総利用者 52,478 人の 20%、いわゆる 80%以上ですが、20%に旅行時間 1 時間と時間価値の原単位 2,230 円の往復分を計上しています。滞在時間価値につきましては、テニスコートではマニュアルの方より 1 時間の滞在時間を見込んでおりまして、利用者 7,149 人に 1 時間と時間価値単価の 2,230 円を掛けまして、1,594 万 2,000 円と算定しております。このように算定しまして、各年の割引率で乗じた金額を積上げ便益を算定いたしますと、98 億 3,900 万円となっております。

また、費用につきましては、資料 32 ページのとおりでございます。整備費が 48 億 4,000 万円、維持管理費が 4 億円で、合計 52 億 4,000 万円となり、この結果、費用便益比は 1.88 と算定しております。城の浜地区、片上池地区におきましても、同様の考え方で算定を行い、それぞれ 3.60、3.31 という結果となっております。

次に、コスト縮減と代替え立案の可能性につきましてご説明します。建設コスト縮減につきましては、建設残土の公共事業間流用を図るなど、一層の取組強化を行うとともに、維持管理コスト縮減という課題に対し、平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、対前年度比約 200 万円の縮減効果が得られております。また、指定管理者制度を導入したことにより何がどう変わったかというご質問を、概要説明の際にお受けしております。実際のところ、私どもの熊野灘臨海公園につきましては、現在の指定管理者は紀北町でございまして、従前の委託先と結果的に変わってはおりません。以前と変わりなく良好な維持管理をいただいているというふうに考えております。

次に、代替え立案の可能性についてです。まず、当事業の計画が住民参画により決定したものであるとともに、再評価において確認しながら進めてきた計画であるため、住民ニーズ及び社会情勢に則した計画となっているものと考えております。また、現在の進捗状

況や用地買収の状況から判断しても、現計画で進めることが妥当であると判断しています。

最後になりましたが、第3回再評価委員会の概要説明の際に頂戴しましたご意見の中で、片上池地区の入込客数の推移及び出典先、集客の取組状況、来園者の出発地でございます居住地につきまして、わかれば教えてもらいたいとのご意見を頂戴しておりますので、若干説明させていただきます。入込客の集計は、資料の20ページの方でございます。スライドの方は片上池地区を抽出してグラフによりお示ししたものでございます。この推計値の出典は、公園管理委託者より報告されている月別の入込客数から引用しています。このように、平成13年に85,000人程度であった入込客数は、熊野古道の世界遺産登録年の平成16年には30万人を突破し、18年には675,000人と大幅に集客を伸ばしています。写真は休日の様子ですが、時には駐車場を探さなければならなかったり、トイレが不足するなど、大変な混雑となっております。

これにつきましては、熊野古道の世界遺産登録はもちろんのこと、ほかにも平成18年3月には高速道路の大台大宮インターが開通し、一般道に入ってから一番最初の道の駅となったことなどが要因の1つとして考えられております。しかし、熊野古道と連携したイベントの開催や商工会による地元の特産品の実演販売手法が好評を得ていることや、毎年友好都市である大阪府四条畷市の方で物産展の開催による知名度の向上など、地道な経営努力の成果も集客につながっていると考えております。

また、入込客の居住地につきましては、片上池地区での調査、統計資料はございませんが、三重県が発行している観光レクリエーション入込客推計書の資料を添付させていただきました。あくまでも参考ではございますが、東紀州地域の入込客の居住地は、愛知県から2割強、県内が2割という結果となっております。

少し時間をオーバーして申しわけありませんでしたが、以上でご説明の方を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。それでは、7番の熊野灘臨海公園について審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。ちょっと早口だったので。では、どうぞ。

(委員)

質問が1つあるのですが、温泉施設をつくられるということですが、テニスコートの近くですよ。確かこのホテル、温泉って出していますよね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今、ホテルの方には大浴場とか大きな施設ございます。

(委員)

温泉も掘っていますよね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

温泉は外から運んでいただいておりますというふうに聞いております。

(委員)

ということは、ここはまだ温泉掘ってないのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい。この場所では、今の時点では掘った温水を利用しているわけではなくて、ほかから運んでいただいていると聞いております。それで、今現在委員長の方から早口でということでご指摘をいただいたんですが、三重県と紀北町からの補助金といったものを活用していただいた形で、この民間のホテルの方で温泉を掘削していただいております最中でございます。

(委員)

そうすると、ホテルの方で掘削して温泉が出たら、こちらの離れた所にある温泉施設の方にも活用するという事なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

県の方の温泉施設については、まだでき上がってはいないのですが、今後の計画ということで載せさせていただいております。基本的にはそういうふうな形で調整の方させていただきたいと思っておりますが、ただ、何分民間による温泉の掘削の方がまだ掘削途中ということもございまして、どれだけの湯量が果たして出てくるかというところもございまして、民間のホテルの方でも、例えばお湯が余った場合にほかのプログラムというか、これ新聞で読ませていただいただけなんですけど、考えていただいているというところで、出てきた湯量を民間さんの方でどういう活用されるかといったところで、私どもの計画しております温水利用型健康運動施設と呼んでおりますが、そちらの方へもどういった具体的に施設をつくって、どういった形で分けていただけるかというところについて、今後、民間さんの方と調整をさせていただきたいというふうには考えております。

(委員)

そうすると、掘削の料金というのは、施設の箱のやつだけが入っているのであって、温泉の掘削費用というのはここに入っていないんですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

入っておりません。

(委員)

わかりました。ホテルの方が、私温泉あるものだと思い込んでいたものですから。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

お湯の方は温泉だと聞いていますが、直接掘ったものではなく、外から運んでいただい

ておると聞いております。

(委員)

この地域からもしかして2つ掘削するのかなって一瞬思っ

(尾鷲建設事務所事業推進室)

それはございません。

(委員)

近くで掘っちゃだめというのを、湯量の関係もあって、あまり近くで温泉を掘削しすぎてもだめだと聞いていたので、どんなのかなと思って質問しました。ありがとうございます。

(委員長)

2枚目のスライドになるのでしょうか、昭和45年からの再評価の経緯と書いてあるのですが、そこでちょっと確認させていただけますか。17年度に大白地区の計画が出てきて、野球場だったと思いますが、それを計画変更で取り下げて、今日ご説明になったのは、野草園という計画で地元の人で、中途半端な施設をつくるという問題があると言われて、それがどのようになったのか。要するに、今日評価するものはどういう内容なのか、ちょっとわかりにくかったです。その辺を整理してもらえますか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今、赤の点線で囲んである部分が、平成17年度にもともと収穫園・野草地という形で14年度にご承認をいただいていた場所でございます。この場所につきまして、スポーツ施設ということで具体的には野球場に計画変更させていただきたいというふうに、平成17年度は計画変更という形で。すいません、資料の16ページの方にもカラーのやつがありますので。そういうことで、計画変更を17年度のときに一旦はお受けさせていただいたということですが、もともと一番上にありますように、大白地区のコンセプトにそもそも合致していない所が、これは私どものミスということなんですが、最終的には運動施設、いわゆる野球場については、案を再評価委員会の方に上げさせていただいたことについて取り下げをさせていただいたのが、17年度の再評価のときの経過でございます。

その後、地域の検討会の方々にご説明する機会を持たせていただいて、14年度のご承認をいただいた野草地なり収穫園といった形で進めさせていただこうというふうなことを、以前お話をさせてもらっているのですが、やはりどうしても山の中にあるということで、獣害が非常に。この公園だけじゃなくて周りもそうなんですが、獣害がかなり激しいということで、ここにそういう自然じゃなくて人工の収穫とかそういったものをつくると、獣害を助長する可能性がある。いわゆる獣害を呼び込んでしまうとかそういったこともあって、もともとスポーツ施設について難しいんだ、従来の計画でやりたいんだということについては、地元の方も渋々とはいうもののご理解を頂戴したと、私ども思っています。

ただ、従来の野草地・収穫園のままを進めることについては、やはりかなり批判なりを

頂戴しておるといふ状況でございます、できればでき上がった公園については、先ほど片上池の方でもご説明させていただきましたけど、なるべく地元の方にご協力をいただき、運営の方もさせていただきたいという中で、地元さんのご理解を頂戴できない部分については、そのまま推し進めることも難しいということで、私どもの方としては、下にある芝生広場についてはそのまま計画どおり進めさせていただきたいと考えておるのですが、従来の収穫園・野草地の部分につきましては、周りの山は自然環境保全エリアといった位置づけをさせていただいておりますので、そこと同じような位置づけ、簡単に言えば収穫園・野草地としての整備は行わないということになるのですが、そういった形で整備の方を。整備を行わないというのがストレートな言い方と思うのですが。

(委員長)

具体的に言うと、ここは手を入れない。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そういうことです。長々と言いましたけど、結論からいくとそういうことでございます。

(委員長)

では、ここで公園として、主にレクリエーションですが、機能を発揮するには、この辺で遊ぶ、この川べりで遊ぶ、それからこの中を散策する。そのぐらいですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうですね。エリアとしては海沿いのエリア。今委員長おっしゃいましたように海沿いのエリア、そして川・池のエリア、そして山の中のエリア、そして芝生広場のエリアといったことになります。

(委員長)

前回から比べると、ここを現況のままにしますよという、再提案を受けたと。片上池と城の浜については当初どおり。それについて今日再評価を受けようということですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい、そうです。

(委員長)

よろいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

野球場の件ですが、確認ですけど、地元住民の方はもう納得されて。さっきお話聞いていると、どっちなんだろうなという疑問があります。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

17年度の再評価の後、検討会の方へ何度かご説明に上がりました。それで、野球場の施設はできないということについては、ご理解を頂戴しておると思います。ただ、やはりこの地域には野球施設というのが、野球、ソフトボールというのは盛んなんですが、そういった立派なというおかしいのですが、施設が数があまりないということで、やはりつくってもらいたいというふうなご要望はまだあるというふう聞いております。ただ、この公園事業でつくることは難しいということについては、難しいというよりも、公園事業でつくることはできないということについても、それはご理解をいただいていると、私も考えております。

(委員)

ということは、地元には野球場の要請はまだ残っているということですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

つくってもらいたいという要望ですね。要望というか、気持ちはあるというふう考えています。

(委員)

まだまだ完全に落ち着いてないということですね。コンセンサスができ上がっているわけではないということですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

100%かと言われると、私も先ほど言いましたけど、渋々ご納得をいただいているような形になっているというのが、正確な言い方なのかなと考えています。

(委員)

それで、基本計画から現況のままに行くということは、これでB/Cはどれくらい変わったのですか。どれくらいコスト削減ができて、どれくらい野球場を計画変更したことによって、事業自体のB/C及びコスト削減というのができたのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

それは野球場からという意味でしょうか。

(委員)

そうです。平成17年の時点でのB/Cと、変更点というのはこの野球場とソフトボール場の所だけですね。それが現況どおりということだったと判断した場合、今手元に資料がないものですから、17年度時点の再評価書見てないのですが、B/Cがおそらくコストが減って、どっちが大きいかで変わってくるかもしれませんが。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

平成17年度にこの委員会に諮らせていただいたときの大白地区の費用対効果につま

しては、1.02ということで上げさせていただいておりました。

(委員)

ということは、1.02が1.88まで上がったというふうに。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そういうことでございます。

(委員)

この2つの施設を取り止めたことによって。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

確かにその要因と、あと17年の時点で公園の利用者数のデータがなかなかまだ得られてなかったんで、この19年度の評価の時点では4年分のデータが得られているという結果になっております。17年度におきましては、公園の利用者数約2万人ということで算定していたのですが、16年度からデータの方を取得しまして、その結果、先ほどもご説明しましたように、実際の利用者が4万人を超えているということで、利用者数についても倍以上になってきている。その部分が便益にも反映されてきておまして、かなり大きく変わっているということでございます。

(委員)

ということは、利用者が増えたことによる便益の方が大きくて、野球場とソフトボール場を削ったことのB/Cの変化はわからないと考えていいですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

正確にはわかりません。

(委員)

再評価書を見せていただくと、全体事業費は約171億9,000万円となっており、全体の進捗率は90%となっています。ほとんど終わっていますという工事だという書き方なんですけど、この171億9,000万円というのは、その右の費用対効果分析の所の費用には、どこにもこの171億円というのが出てこないんで、何の数字が全体事業費の費用の171億円になっているかが、ちょっとわかりにくいので教えてください。

それから、もう1点は、結局あと10%ぐらいの工事しか残っていませんよということだと思うのですが、それは3地区トータルでという話ですよ、今の説明だと。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい、そうです。

(委員)

この色付きの地図を見ている限り、大白地区は先ほどの説明で、かなりの部分が自然のままにしておこうという計画のように聞こえますし、片上池地区についても、ハマボウはもうできていますので、その裏側にあまり工事をするような場所があるように見えないのと、城の浜地区についても、既存の施設とか民間のホテルというような場所が結構占めていて、今からするのはじゃあ何なのかなというのがちょっとわかりにくいので、今から残っている、事業の中であと 10%進捗率残っているのの計画がどこなのかというのを、ちょっと明快にしていきたい。

もう1つは、指定管理者の話がありましたけれども、先ほどのご説明の中で、結果的に紀北町に委託しているので変わりませんと、委託先が変わりませんという説明があったと思いますが、それでこんなにコストが下がるのはどうしてなのかも教えてください。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

まず、1点目ですが、再評価書の1ページの一番上に全体事業費というのがございます。171億9,300万円。それと、費用対効果分析の方の費用については、2ページの一番上ですけど、274億7,000万円といった形になっています。全体事業費の方につきましては、実は今回費用対効果分析の方につきましては、城の浜地区、片上池地区、大白地区と3地区について費用対効果を出ささせていただいています。この合計の274億円というのは、3地区の事業費の合計を現在の価値にしたものということになります。それで、この171億9,300万円というのは、熊野灘臨海公園全体6地区ございますけど、その6地区全体の事業費が入っております。

(委員)

この3地区以外の地区があと3つあって、その事業費も入れたのが171億9,300万円なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい、そうです。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

事業費の詳しい内訳ですが、15ページの方に資料だけ添付させていただいております。昭和45年から19年度、今年度までの事業費が一番左の列になっております。施設費という列には、各地区ごとに各施設の名称を上げさせていただいておりまして、その事業費が右側に出てくるという形になっております。

(委員長)

よろしいでしょうか。残りの10%が片上池、城の浜、大白のどの部分かというのを、ざっと示してもらえますか。それ以外の3地区はもう終わっているわけですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい、終わっております。あと残事業についてでございますが、上から片上池地区、城

の浜地区、大白地区となるのですが、それぞれの項目がその横に書いてございます。スライドの方の 12 にも同じものが入っているのですが、黄色で塗ってある部分が年度計画ということで現在計画しております。ですので、今回ご審議頂戴したいと考えておりますのは、20 年から 24 年、次の 5 年間ということでございまして、例えば、片上池地区であれば、園路である木製デッキとか園地の整備が残っております。また、城の浜であれば、温水利用型健康運動施設、あと遊歩道とか園路といったものが残っています。大白につきましては、先ほどありました芝生広場とか駐車場とかいったものが残っています。

(委員)

指定管理者の話。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

わかりました。指定管理者につきましては、もともと紀北町の方で、現在も紀北町ということでさせていただいております。ただ、従来より紀北町さんということで、非常にきれいな管理をさせていただいておったと思うのですが、今ご質問頂戴しましたのは、結果的に同じ紀北町でありながら 200 万円下がっておるということで、その要因は何でしょうかというご質問だったと思います。それは、当時この指定管理者制度につきましては、入札といった方法でやっておりますので、正直申し上げますと、入札の結果 200 万円が下がったというふうなところが正直な回答です。

(委員)

それは競争相手がいたのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

結果的には 1 者で、競争相手はございませんでした。

(委員)

町だけが入札に応じたということですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

片上池のいただいた 14 ページの増加要因の所ですが、この地域というのは、今現在進

行中の高速道路の建設地域だと思うのですが、来園者増加要因という所に、世界遺産登録というのは、これはありますのでずっと要因としてはあるのですが、伊勢自動車道の太宮大宮インターの開通という要因は、これは一時的なものじゃないのかと。つまり、伊勢自動車道紀勢線が全線開通したときには、このエリアは通過地域に該当するので、その部分は若干要因として、便益を下げる要因に働いてしまうのではないかということはあるんじゃないかと思いますが。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

委員おっしゃるとおりだと思います。私どもも先ほどのスライドに、そういったこともあるというふうに上げさせていただいておりますので、そのまま高い数字を上げてしまうと、いわゆる便益としては紀勢線の全線開通によっては便益が下がる可能性が出てくるということで、便益の算定上のございですが、一応過去5年間の平均。ですので、これでいくとピーク時だけを用いるのではなくて、過去5年間の平均数字ということで、ピークに行く前も加味した形で、過去5年間の平均数字をもって便益の方を。これはあくまでも費用対効果の便益上のございですが、算定をさせていただいております。

(委員)

それでも結局、過去5年間ということですけど、太宮大宮の開通は16年でしたか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

太宮大宮は18年です。

(委員)

ここでピークが今来ているわけですよね。ただ、このあたりというのは太宮大宮がない時代ですので、42号線だけの道だったわけで、その利用者数を加味して18年から13年間の平均でここを出している。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい、そうです。

(委員)

それは要因としてはかなり違うと思うんです。高速道路ができたときの要因です。通過でも片上池の裏を通ると思うんですけど、すると交通量自体が完全がない状態ですよね。ここは一本道ですから、ここは今までもあった需要ですよね。ちょっと計算のときの要因が違うんじゃないかなと感じます。平均を取っているということですが、トップの平均は高速道路開通の人数。こちらは高速道路まったくなかったときの人数。ただ、高速道路がまったくなくてもここは通過道路なので、利用者はいるわけですよね。その振替需要がどれくらい計算されているのかということなんですが。要するに、一般道から高速道路ができたときの振替需要の計算をどういうふうにかんがえたらいいんだろうということが質問です。

(委員長)

今の話を平たく言い直すと、年間 30 万台のほとんどが高速道路に回ってしまう。この傍を通る交通量はこのくらいに減るかもしれないんじゃないかと言われているわけですね。

(委員)

そうです。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

この利用者の増加の部分においては、今、大台インターができたことによる大台道の駅の利用者の減少も、当然増の方に入っているはずなんです。だから、その辺の便益の部分をもう少し具体的に精査されるべきだと思うんですよ。やはり赤羽地区の方に高速が行っちゃうので、その辺の影響というのはかなり大きくなると思います。

これは全然この部分とは違う話なんです。大台インターができたとき、まだ荷坂峠から赤羽を通る旧紀伊長島地区の今の紀伊長島町内を走る高速道路ができるシミュレーションと、大台インターまで届いたときのシミュレーションというのは、数字的变化はかなりあるんじゃないかと思います。そういった部分までシミュレーションしている数字ではないですね。事細かいシミュレーションした数字ではないと僕は思っているのですが、いかがでしょうか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今の委員のご質問に対しては、そのとおりでございます。

(委員長)

議論を進めていいですか。ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

(委員)

そもそもの便益の考え方がちょっとわからないので、純粹にわからないから教えていただきたいのですが。今の図の方がいいです。今のぐっと上がってぐっと下がったという利用者のこれ。これですけど、例えばこれで利用者がこう上がって下がってと。下がるのはいいんですけど、利用者によって、その利用者が使う時間、交通費とかごちゃごちゃと計算して、それを便益として計算して、それとコストとの比較をしてB/Cを算定するということですね。これがこの利用者は、そもそもこの今再評価をしているのは、これから先平成 24 年度までの工事を継続しているんなことしましょうということに対する再評価ですね。この数字が算定している根拠が、その工事がなかったら、この数は変わるのですか。

言いたいことは、工事をするから利用者が増えて、それで便益が増えるからというのであれば、工事をするというのになるんですけど、何もしなくてもこの数字であるならば、

何のために工事をするのかよくわからないと。そもそもの便益の、国交省さんがつくられたマニュアルだから間違いはないと思うんだけど、便益の計算と、便益をどうコストと比較するかという考え方自体が、私にはよくわからないんです。私の言っていることわかりますか。これ自体が何も変わらないのであれば、何のために工事をするか何もわからないと。だから、工事をすることによって利用者がどんどん増えますよという部分がどこかに入っているんですかというのが、ストレートに言うとそういうことですね。

(委員長)

このグラフを見ると、これが大台インターの影響だとして、これを無視すると、こういうふうに増えていますという数字にはなっているんですね。

(委員)

それが公園をどんどん整備していることによって、どんどん上がっていますよということをおっしゃっているのであれば、このまま工事を続けて、この便益を上げていくことはいいことでしょうかというふうになるのですが、確認としてそうおっしゃっているんですかということです。それがちゃんと根拠として説明できるだけのものが、ここに入っているかどうかということです。私にはそういうふうに、見方が悪かったのか見えなかったもので、それでちょっとその所を。攻撃しているわけじゃなくて、純粹に教えてくださいということなんです。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

回答になるかどうかちょっとわかりませんが、片上池地区の場合は、まず地区としましては、こちらが片上池地区の全体になるのですが、こちらでこれから整備させていただくのも含めて、この周遊のデッキ等を工事させていただきたいという提案になっております。ただ、便益の算定につきましては、まず実態の数字から今回は便益の方を算定しております。その数字がつかめておるといふのを、この道の駅への利用者数だけになっておるのが実情でございます。ただ、過剰な便益とならないために、公園の施設には変わりはないのですが、ご存知のとおりドライブイン的な利用がほとんどであるということで、来ていただく移動費用につきましては、この片上池地区では計上してございません。過大にならないように、その部分では配慮させていただいております。何を便益で積み上げているかと言うと、道の駅の利用者の人数に滞在時間を1人当たり30分程度と考えて、それだけを便益として計上させていただいております。以上でございます。

(委員)

ですから、現在の数字で出されているのを便益とされているでしょう。そうすると、非常に不思議なのは、コストを0にしたときに、それでもそれだけの人が来るのであれば、便益がある程度あってコストが0だから、無限大になるでしょう。わざわざコストをかけて何かをして同じ便益を得るのであれば、それはB/Cが減るでしょう。じゃあ何で工事をするのかと言われたら、どうお答えになるのかなと思ってね。だから、便益がどんどん増えるから、コストをかけるという言い方だとわかるんだけど。だからその所が非常に

不思議なんです。

(都市政策室長)

そういう考え方もあろうかと思えますけど、もともと事業をやらせていただいている私どもの考え方としては、一定のできるだけ高い便益を出すために、今までの事業をやっているとか追加事業をやっているという、考え方のアプローチをとっていないというのが、むしろお答えになるんじゃないかと思えます。むしろ計算上出せない便益、地域としてこういう公園が欲しいということも含めて、こういう事業をやりたいというのがまずあって、ただその事業がやるに値するかどうかと、全体計画としてやるに値するかどうかの1つの切り口として、B/Cというデータを使わせていただいているというのが考え方です。例えば、これ以上やったら、今やめてしまったときより計算上B/Cが下がってしまうということは、少なくとも我々今判断基準にはしていなくて、最終的なでき上がり姿が認められるレベルのB/Cに達しているかどうかというのが重要だと思ってご説明しているというのが、少なくとも現状です。

ですので、ここの今の状況からすると、今まで投資してきたことも、できた場合のB/Cの方が、分数比的に言うと効率的であって、今後の投資の割には今までやってきたことと比べると低いということは確かかなとは思いますが、全体として計画を組んでいるので、最終的な姿が妥当なB/Cになっているということをご確認いただきたいというのが1つの切り口になると思います。

ここの今の特殊な状況に関して言うと、今後の投資がどれぐらいの効果に結びつくのかという所は、そこを切り離して推計するというのは、そういう作業はやってないので、必要があればやってみるといふことはあると思いますが、いずれにしても推計なので、例えば何も今からのウッドデッキの整備をしないという状態で、利用者数がこれぐらいで、ウッドデッキをすることによって魅力を増して、これぐらい増えるんじゃないかというのは、何らかの形で推計するしかないと思うのですが、その辺が実際どういう形で推計できるかとか、あるいは高速道路の影響をそれでどう排除できるかというのは、正直言うと作業的には難しいかなと思います。必要があればお時間いただいて作業をしてみるという形になるのかなと思います。今の段階ではそういう作業はまったくやっていないので。

(委員)

あまり実のない無駄な作業をしていただいてお金を使っていたらつもりはないので、それはいいんですけど。要は、私は考え方がよくわからなかったので、工事の最初から工事の最後までにかかったお金と、長くかかった工事のために、人が得られる便益。その便益をさっきの利用者数を使って算定したと。それを比べたら1以上であると。その途中、途中で切るといふことは、確かに数字的には途中で切った方が高くなるというおかしなことになるんだけど、そういうことは初めから論外で考えていないというふうなことで入れ替えてよろしいですか。

(都市政策室長)

論外というのは言い過ぎかもしれませんが、今まで考えてきた考え方としては、そこ

はそういう切り口では考えないで、最終的な姿が合理的な計画、やるに値する計画かということでご説明させていただいたし、算定をしていたということでございます。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございます。

(委員長)

でも、今の議論は、大白地区で野球場を止めたら工事費が減って、利用者数は議論されてないから一定なんでしょうね。その結果、1.02が1.88にB/C上がったという前半の話から言うと、今室長がおっしゃったのは矛盾しないですか。

(都市政策室長)

説明の仕方が悪かったかもしれませんが、私の認識は1.88になりましたということをおし上げしているだけで、1.02より1.88になったので、今回の変更はよろしい変更ですとおし上げしているわけではないというふうに思っております。今回、改めてご提案している大白地区の計画が、1.88であるということが妥当かどうかと。それで十分な数字じゃないでしょうかということをおし上げしているだけで、仮に前の計画が1.90で今回が1.88だったとしても、諸事情を勘案してこういう計画にしたいというご提案をした可能性があるとお。言い換えると、そういうふうな数字としてご説明しているつもりです。

(委員長)

はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ちょっと現地が私もよくわからないのですが、先ほど今日いただいた熊野灘臨海公園の管理についてという2枚のペーパーの中で、指定管理者とここで第3セクターとか民間のホテル等の管理区域が地図の上に示されているのですが、城の浜地区のオートキャンプ場のあたりを見せてもらいますと、中身がよくわからないのですが、オートキャンプ場の黄色い区域とその前面にグリーンで指定管理者が、細い帯のようなものを管理するというふうな管理区域になっているのですが、これらを見ておきますと、多分この前は海ということで、オートキャンプ場と一体的管理をするようなエリアではないのかなと若干疑問を持ったのですが、この辺のエリアの設定というのは何か施設等もあると思いますが、このオートキャンプ場の前のグリーンはどんな今状況になっていて、あれがオートキャンプ場で管理する方がベターであるような感じがするのですが、その辺の考え方を教えてください。

(委員長)

管理区分の考え方ですね。

(委員)

黄色い所の前に、わざわざ県の方の管理区分のグリーンをなぜつくったのかを教えてい

ただきたいと。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

この図面の方で縮尺が大きすぎてちょっとわかりにくいのですが、オートキャンプ場の前面のグリーンで塗ってある帯の部分は、堤防の外の海浜地になります。ですから、オートキャンプ場とは堤防で区切られております。堤防の内側だけオートキャンプ場として整備しまして、それを第3セクターの方に管理をお願いしているという状況になります。

(委員)

あのグリーンの部分には公園として管理した部分でしょ。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

公園として管理しておりますけれども。

(委員)

管理と違う。公園として整備した区域では。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

いえ、整備はしておりません。天然の海浜になってございます。

(委員)

そうすると、海岸線沿いにグリーンがあるのは、整備した区域じゃなしに、海岸寄りの管理区域を公園のエリアに入れてあるということ、手を加えた区域じゃないということですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

手を加えてないです。

(委員)

そうですか。はい、わかりました。

(委員長)

ちょっと確認ですが、ビーチを整備した部分があるんじゃないですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

このあたりになるのかなと思いますが、海岸事業の環境整備事業の方で整備をした区域でございます。

(委員長)

そうすると、都市公園事業じゃなくて、海岸事業として、リゾート法の第1号地区なの

で、あわせ技で整備されたのですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

場所は違うんですけども。

(委員長)

先ほどご指摘の場所とはちょっと違うけど、同じ城の浜の。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

城の浜地区です。

(委員長)

管理区分の説明はそれでよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。では、ちょっと質問なんですけど、残事業で右上のくの字形をした温泉施設がありますね。あれを整備すると、民間のホテルと競合して共倒れになったりしないですか。そういうことを考えると、両方が安定的に経営をするためには、どっかに集中投資をしていくという方が、事業としては安定性が確保できないでしょうか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ご指摘のとおりだと私は思っております。県としても考えております。ただ、今、冒頭説明の中でも三重県と町と民間と、ここは第3セクターも入っているわけですけど、協力して集客の効果を一層高めるために協調してやっていますというご説明をさせていただきました。そういった中で、今お風呂自体がホテルの方にございます。それで、温泉を引き入れるということで、大きな温泉の大浴場ができるといった形になります。ですので、こういった1つの地区の中で、委員長おっしゃいましたように、公園事業でつくったものと民間でつくったものが競合というか、足の引っ張り合いとかいうふうなことは、これは決して好ましいことではなくて、するべきではないと考えております。

そういった中で、民間の方でも現在温泉を掘っていただいている中で、湯量等によっては現在ある大浴場に引くだけでなく、民間の方でもいろいろなプログラムを考えていただいております。そういった中で、まったく競合するのではなくて、今現在上げさせていただいているのは、お風呂といった形で上げさせていただいておりますが、それをそのままやるのが。ただ、湯量等が決まっていますので、こういったものがかかるといのは確定はできてないのですが、もしかするともう少し小規模なものになる可能性もあります。対象は確かに違います。ホテルは当然ホテルに来ていただいた方が利用するもの。私どもがつくるのは、ある意味誰でも利用できるといったものになるわけですが、

それでもやはり競合しない形で、それぞれがある程度カバーし合う形のを整備するのがベストであると考えておりますので、本当に具体的にこういったものがないかというのは、これは民間の方とも協議させていただきながら、競合することのないような形で整備はしたいと考えています。

(委員長)

そうすると、今日のご提案は、一応当初どおりでやらせてほしいと。今後の調査とか調整によって、くの字のやつが0になるのか半分になるのかわかりませんが、そういう変更は事業サイドに任せてくれと、こういう考え方だと。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

規模の変更はあり得るといふふうに考えています。

(委員長)

とりあえず今の事業の枠の中で、事業継続を認めてくれと。こういうご提案なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい。

(委員長)

はい。ほかにありますでしょうか。だいたいよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

残事業の中に木製デッキがだいぶあるので、ちょっと参考のために教えていただきたいのですが、材料は何が使われるつもりですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

木製デッキ、今現在片上池の方で、このスライドですが、下の絵が木製デッキとなっております。構造的には手摺りと歩く所が木製となっております。材料としては、尾鷲産のヒノキを使わせていただいております。ただ、硬度的には生ヒノキを使うというのは耐久性。当然本来は外材の方が耐久性は硬い、もつと言われておりますが、今回の場合は地域産のものを使うといった検討委員会の中の検討も含めて、尾鷲産のヒノキを使っております。ただ、耐久性を伸ばすための工夫としましては、防腐剤の注入といった形のをやらせていただいております。防腐剤を中まで注入した尾鷲産のヒノキと。委員のご質問に対しては尾鷲産のヒノキという答えになるのですが、そういった形の加工をさせていただいた尾鷲産のヒノキを使わせていただいております。

(委員)

ヒノキは水のかかる所に使うべき材料ではないので、県産材をもし使っていただくということであれば、赤身のスギを使っていただく方が、適材適所という意味合いにおいては

適っているのではないかなと思います。それから、防腐剤の注入については、水にかかっている所ですので、逆に水の方に流れ出して、防腐剤ってかなり毒性の強いものが多いです。ちょっと使用を配慮していただいた方がいいんじゃないかと思います。これからする木製デッキも随分あるようですので、これから着手する所については、少し材料と工法を吟味していただけるといいなと思います。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ありがとうございます。

(委員長)

よろしいですか。では、どうもありがとうございました。続きまして、111番に移りたいと思います。

111番 下水道事業 名張市単独公共下水道事業中央処理区(汚水)名張市

(名張市下水道計画室長)

失礼いたします。名張市下水道計画室長の三河内でございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは、平成19年度再評価111番名張市公共下水道につきまして、ご説明を申し上げます。申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

まず、名張市の概要について説明させていただきます。こちらの資料1をご覧ください。名張市は三重県の北西部、伊賀盆地の南部に位置しており、豊かな自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件から、大規模住宅団地や工業団地の開発等、順調な市政の伸展を図っております。平成5年度に名張市下水道整備マスタープランを作成しまして、市民の快適な生活環境の創造と公共用水域の水質保全に取り組んでおります。今回、評価対象となる中央処理区は、名張市を事業主体とした単独公共下水道事業であり、平成10年度に事業着手し、平成17年度末には一部区域の供用を開始しています。

次に、本市の生活排水処理の事業区分について説明させていただきます。こちらの資料2をご覧ください。事業区分の線引きにつきましては、三重県生活排水処理施設整備計画策定におきまして、費用対効果の検討を行い、地区の特性を考慮し、経済的で合理的な整備手法を選択しております。その結果、名張市では赤及び青に着色した部分が公共下水道として整備する区域、これ以外には特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等で整備する区域であります。さらに、浄化槽市町村整備事業で整備する区域及び個別合併浄化槽にて整備する区域を示しております。

事業区分の結果、2つの公共下水道事業で名張市全体の人口の約9割が対象となっております。公共下水道事業の区域は、中央処理区と南部処理区の2つの処理区で構成されておりますが、このうち今回の再評価対象となる区域は、赤く着色している中央処理区の区域であります。中央処理区の範囲の詳細につきましては、次で説明させていただきます。

次に、再評価対象箇所であります名張市公共下水道中央処理区の計画概要について説明いたします。こちらの資料3をご覧ください。本市は主として市街地における下水を排除し、衛生的で快適な生活環境及び良好な水環境の形成を目的に、公共下水道事業を計画し

ました。黒色の枠内の茶色で着色しました区域が中央処理区の全体計画区域で、計画区域面積は約 1,286ha、計画人口は 48,050 人、計画汚水量は 26,300m³/日最大、ポンプ場は 2 箇所、終末処理場は 1 箇所であります。

次に、中央処理区の整備進捗状況を図面で表します。こちらの資料 4 をご覧ください。灰色で着色している区域が平成 18 年度末に整備済みとなっている区域を示しております。整備面積は約 246ha、整備人口は 7,622 人です。幹線管渠については、赤色が計画幹線でありまして、黒色で示しております幹線が整備済みとなっております。中央浄化センターの位置は、図に示す位置であります。平成 10 年度の事業着手後、浄化センターに近い既成市街地地域で人口密度の高い地区、そして污水处理施設が老朽化した住宅団地を中心に事業区域を拡大し、順次整備を行っております。

前回の概要説明で、平成 27 年から平成 30 年度にかけて全体事業費の進捗グラフの勾配が急になっていることに関して財政計画に問題ないか、事業期間が延びるのではないかとのお尋ねがありましたので、その説明をさせていただきます。名張市では、下水道整備マスタープランに基づき、既成市街地の面整備を進めるとともに、供用後 30 年から 40 年経過して既設污水处理施設の老朽化が懸念される住宅団地 20 箇所の污水处理施設についても段階的に公共下水道へ接続していく計画としています。資料 5 では、その段階的な整備スケジュールを示しています。このスケジュールに示したとおり、平成 27 年度には旧北部処理区内の整備に着手し、管渠及び中継ポンプ場 2 箇所の整備、中央浄化センターの最終系列の污水处理施設の整備等が平成 29 年度までに集中するため、事業費の伸びが大きくなっています。本市下水道事業の財政計画において、通年の投資的経費が 5,000 万円から 7,000 万円であるのに対して、平成 27 年度から 29 年度では約 1 億 8,000 万円程度になることが見込まれますが、今のところ財政上実施可能な事業計画であると判断しています。

次に、処理施設である中央浄化センターの段階的整備について説明いたします。こちらの資料 6 をご覧ください。中央浄化センターでは、整備区域の拡大に伴う流入水路の増加に対応するため、段階的に整備していきます。現在稼働している第 1 系列 7,500m³/日に加え、第 2 系列は平成 20 年度から 22 年度に増設工事を行い、平成 23 年度に供用を予定しています。また、第 3 系列は平成 27 年度から 29 年度に増設工事を行い、平成 30 年度に供用を予定しています。

処理場用地の取得状況について、こちらの資料 7 で説明いたします。本処理区の中央浄化センターの用地取得は、平成 11 年度から段階的に進め、平成 14 年度において全体計画の 2.6ha の用地のすべてを取得しました。処理施設の段階的建設計画は、先ほどご説明したとおりですが、この図で黒く塗り潰している範囲は、既に完成している施設、赤く塗り潰しているのは、平成 23 年度より稼働予定の第 2 系列の範囲、青く塗り潰しているのは、平成 30 年度に完成予定の第 3 系列の範囲でございます。

次に、中央処理区の事業費を資料 8 で説明いたします。平成 10 年度から平成 18 年度の 9 年間の投資額は、トータルで 138 億円ございました。平成 10 年度から事業に着手し、平成 18 年度までに 246ha の処理区域の整備と中央浄化センターの 1 系列の建設を行ってまいりました。

続きまして、下水道事業を巡る社会経済状況等の変化について説明いたします。全体計

画についてですが、資料9をご覧ください。当初計画は、左側にあるように、北部処理区と中央処理区とに分かれていました。中央処理区は、平成10年度に事業認可を取得し整備を進めてきました。北部処理区は、中央処理区の整備が進んでから事業化をする予定であり、現在は未着手の状況です。今回、計画人口の減少、排水量原単位の減少によって、既存の浄化センターの処理施設に余裕ができることになりました。そこで、これまで北部処理区としていた区域について、工業団地は区域外とするなど精査した上で、北部処理区からの汚水も中央処理区へ流入させることとしました。それによって北部浄化センターの処理施設を1箇所削減でき、約30億円のコスト削減を行うことができました。こちらの資料では、全体計画の諸元値を数値で示しています。

前回の概要説明で、北部処理区と中央処理区を統合することの合理性についての説明を求められていますので、その説明をさせていただきます。資料10のグラフに示しましたとおり、当初全体計画に比べ、計画人口、排水量原単位の減少、計画区域の精査等によって、今回全体計画で見直した計画汚水量が約6割程度に減少し、中央、北部の合計が $26,300\text{m}^3/\text{日}$ となりました。この水量は、当初予定していた中央浄化センターの処理能力 $22,500\text{m}^3/\text{日}$ の約2割増しであり、施設配置を工夫することによって、取得済み用地の中で処理が可能であることを確認いたしました。この処理区の統合によりまして、北部浄化センターの用地確保が不要となること、管理棟・汚泥処理棟などの共通施設の建設費が低減できること、処理場の箇所が1箇所で済むことから、将来に渡って維持管理費の低減も見込めることなど、社会経済状況等の変化に適合した非常に合理的かつ効果的な計画見直しであると考えております。

社会環境の変化ですが、先ほど全体計画見直しの所でも申しましたが、少子高齢化に伴い行政人口が減少傾向にあること、生活様式の変化等による汚水量（原単位）及び工場排水量が減少することなどが上げられ、このような変化に対応するため、全体計画の諸元を見直し、実現可能で合理的な下水道全体計画の策定を行いました。

次に、財政状況の変化について説明いたします。本市では、税収は僅かに回復傾向にあるものの、三位一体改革による交付金の削減あるいは合併しなかったことによる特別交付金の減額により、財政は厳しい状況であります。しかし、公共下水道事業については、市の主要事業として財源の確保に努めているところです。

それでは、ご覧の資料12で中央処理区の費用対効果分析結果について説明いたします。費用効果分析での便益は、下水道事業に代わる代替手法として、周辺環境の改善、居住環境の改善、公共用水域の水質保全を見込み算定いたします。周辺環境の改善としては、水路の覆蓋設置や清掃費用。居住環境の改善としては、合併浄化槽の設置や維持管理費用。公共用水域の水質保全効果としては、公共用水域の浚渫事業費用を見込んでいます。これらの費用効果分析にあたっては、下水道事業における費用効果分析マニュアル案、社団法人日本下水道協会の考えに則り分析を行いました。分析は平成19年度を基準とする現在価値比較法で算出しております。つまり、対象期間内に発生する便益を現在価値に換算し合算しております。対象期間は平成10年度の事業着手から平成87年度までの整備完了後50年間までの期間とします。その結果、便益は合わせて1,445億4,500万円となりました。

続きまして、資料13におきまして費用効果分析の費用について説明させていただきます。

す。対象とする費用は、管渠、ポンプ場、処理場等の下水道施設の建設費、改築費、用地費、維持管理費とします。費用は、平成 19 年度を基準とする現在価値比較法で算出しております。つまり、対象期間内に発生する費用を現在価値に換算し合算しております。対象期間は事業着手から整備完了後 50 年間までの期間とします。その結果、費用は 509 億 7,600 万円となりました。

資料 12 と資料 13 において便益及び費用について説明を行いました。この資料 14 においては、費用対効果分析の結果を算出しますが、その算出方法は B / C の式で算出することができます。この結果、便益合計は 1,445 億 4,500 万円。費用合計は 509 億 7,600 万円ですので、費用便益比、すなわち B / C は 2.83 と計算され、1.0 を大きく上回る結果となっております。

次に、地元住民の意向についてですが、ご覧の資料 15 のように、従来生活環境の改善とあわせて空洞化が進む地区の活性化といった側面からも、既成市街地に居住する市民から、公共下水道の早期整備に対する要望が強くありました。近年はそれに加えて、既存の住宅団地の汚水処理施設の老朽化や災害等のリスクに対する不安から、住宅団地からも公共下水道への早期接続を強く要望されているところです。

計画の策定及び工事の実施にあたって、コスト縮減の取組を行ってきました。今後も三重県工事コスト縮減に関する第 3 次行動計画に基づき、さらなるコスト縮減に努めていく考えです。

次に、本処理区の下水道計画区域については、三重県生活排水処理アクションプログラムにおいて下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況、人口の集中状況、社会情勢等を考慮した上で選定を行っています。また、本事業は事業着手後約 10 年、供用開始後 1 年を経過し、現状での代替案は現実性がなく、現計画を推進する方が妥当であると判断しております。

最後に、今後の事業継続についてですが、私どもが再評価を行いました結果、第 1 に、平成 10 年の事業採択後、段階的・効率的な整備を図っており、順調に事業が進んでいること。第 2 に、現状に則した計画諸元を採用し、社会経済状況等の変化に適宜対応していること。第 3 に、老朽化した大規模浄化槽を利用している団地の住民、下水道が未整備の住民などの意向に則していること。第 4 に、三重県公共工事コスト縮減に関する第 3 次行動計画に基づき工事コストの低減に努めていること。第 5 に、費用対効果分析の結果が 1.0 を上回ることにより、本事業は三重県公共事業再評価実施要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

下水道の整備は、名張市としても重要政策として位置づけております。今後も事業効果の高い区域を優先し整備を図り、市民の快適な生活環境の創造と公共用水域の水質保全に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっと確認です。今日評価する事業計画がどういうものか整理していただきたいのですが。7 枚目のスライドのこの処理区、昔の計画がよく

わからないのですが、北部処理区を中央処理区につなぎ込んだこの7枚目の処理区のスライド。資料 3 ですね。この処理区で、処理場が1箇所になった、これについて評価をしてくださいということですか。

(名張市下水道計画課長)

平成 17 年、18 年度で全体計画の見直しを行いまして、その中で人口の見直し、汚水量の見直しを行いまして、今まで北部処理区としていた所を中央処理区と統合させて、現在の中央浄化センターの第3系列で北部処理区まで汚水が処理できるということで、今後認可を取りまして。認可というのはまだ第2期事業としてこの黄色い範囲の半分ぐらいですけど、それを今後7年程度進めていくのですが、全体計画としては北部処理区までの下水道事業ということで、今日は茶色い区域で示している下水道事業の評価ということで説明しております。

(委員長)

そうすると、再評価書の1ページ目に各整備手法別人口内訳というのがあって、下水道で計画人口70,000人とあるのですが、2-2で全体計画計画処理人口48,000人とあって、全体的にどれを我々議論したらいいのかがわからないので説明して下さい。

(名張市下水道計画課長)

資料 2 で、赤い区域が新中央処理区。これが48,050人です。青い区域が南部処理区。これも将来公共下水道で整備をするとした区域で、これを足した数字が全体の70,000人です。

(委員長)

赤いのと茶色いのを合わせた北部処理区。先ほどのスライド 3 の黄色い所。これを今日議論するということですね。

(名張市下水道計画課長)

はい、よろしく申し上げます。

(委員長)

わかりました。では、ご質問ありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(委員)

評価前に教えていただきたいのですが。従来このエリアにはたくさん民間開発をされて、桔梗が丘とかゆめが丘とか「が丘」が多いのですが、そういった所の民間開発がされたときの下水道の整備というのは、どんな手法でなされておって、処理場で処理をされておったのか。その辺先に教えてください。

(名張市下水道計画課長)

はい。資料 5。旧中央処理区には、10 箇所の住宅団地の汚水処理場。旧北部処理区にも 10 箇所の住宅団地の汚水処理場がありまして、名張市としましては、開発団地の許可要綱におきまして、公共下水道が整備されるまでは、開発業者において適正に維持管理することということで、ずっと行政指導をしてまいりましたが、それぞれの住宅団地が開発年次から 30 年を経過しつつありまして、下水道接続時には恐らく 34 年から 40 年を超えるものも出てくる中で、汚水管渠をあわせた大きな合併浄化槽の維持管理については、開発業者もしくは現在は住宅団地で管理組合という中で管理している地区も増えてくる中で、住んでいる住民にとってはこれは公共で整備してもらいたいという要望がもうたくさん出ておりまして、市の方も公共事業遅くなりましたけど、ようやく平成 18 年度末に供用開始しましたが、老朽化していく住宅団地区域につきましては、なるべく早く公共下水道で迎えに行き、管渠につきましては公共下水道事業で適正にその後維持管理していきたいということで事業を進めております。

(委員)

そうすると、基本的に開発時に開発業者がやった下水施設、管路も含め、処理場も含めて、全部新しくするという考え方でいいのですか。

(名張市下水道計画課長)

住宅団地の合併浄化槽につきましては、それぞれの住宅団地の合併浄化槽の前で公共下水道につながれていきますので、現在の立派な高度処理の基準の下水処理場で処理することになりますが、残された管渠の方につきましては、接続時で 40 年近くなるものについては、接続した段階で、国からの補助をもらいながら、適宜更正していきたいと考えております。

(委員長)

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

(委員)

2 点教えてください。まず 1 つは、中央浄化センターの段階的建設計画、資料 6 と 7 の平面図関係なんですが、まず第 1 系列は平成 17 年度に完成しているわけですね。それで、この算定されたのは平成 10 年度スタートから、第 2 系列、第 3 系列の間で排水基準というものがかなり変わってきたわけですか。それが今回は例えば高度処理とかいろいろなのが変わってきますね。これは木津川水系ですね。かなり基準は厳しいと思うのですが、そこら辺の変化がどういうふうになったのか、それが反映された第 2 系列、第 3 系列の工事費がはじいてあるのかどうか 1 点です。

それから、もう 1 点が、コスト縮減の所の資料 16 ですが、これは前回もいろいろと聞かせていただいて、コスト縮減ということで、再生材を使ったとか、こういうことを常々言われておるのですが、これはいつまでコスト縮減の再生材を利用したから安くなったということは、ずっと未来永劫に続けてコスト縮減の策として計上されるのかどうか。もう通常的设计になっているわけですね。それがコスト縮減として勘案されるのかどうか

というのが、いつの時点までこれをコスト縮減としてやられるのかということもお聞きしたかったものですから、すいませんが。

(名張市下水道計画課長)

平成 10 年度の段階におきまして、木津川上流域の流総で水質の割当の検討がなされておりまして、それに基づきまして高度処理ということで三段ステップという方式で、現在 7,500m³/日の処理施設を完成しました。そのときは、BODが 6 mg/、トータル窒素が 7 mg/、P-T トータルリンが 0.4mg/。この水質まで高度処理できるというものでつくってありました。それで、平成 10 年の時点では、名張市も全国で 1、2 位ぐらいの人口の伸びをしておりました、その当時市の人口が 117,000 人伸びるといって計画で下水処理場の計画をしておったんですが、平成 17、18 年の人口見直しで、平成 37 年の計画時点で 78,600 人程度になるということで、第 3 系列までつくった場合に、当時 27,500 の 3 系列で 22,500m³ですか。そういう施設で整備を進めておったのですが、北部まで入れて 26,300m³/日の汚水処理能力で、北部の人口まで処理できる。それが 48,050 人ということでございます。

事業費につきましても、平成 10 年ごろには第 3 系列で、前の中央処理区でということと事業費は計算しておりました、事業計画立てていたのですが、全体計画の見直しでほとんど事業費は変わらない中で、処理区域だけが拡大していくという計画方針の見直しをしました。

コスト縮減ということで再生材の利用ですが、最近、材料を吟味して必ず再生して使うようにしなさいという通達が回っている中で、現地発生土の土質試験とか、そういうのを吟味していく中で、使えるものは使っていくということと計画しております。ちょっと代わりますので、よろしくお願ひします。

(名張市下水道建設室)

下水道建設室の富岡と申します。よろしくお願ひします。先ほどの質問であります、これも慣例化しているのではないかとということです。今、ここに謳ってある分については、ほとんど慣例化しているとは思いますが。ただ、私も、これに書いてない部分もございまして、例えば一般競札によりまして非常に・競争率が下がったとか、そういう部分においても今回コスト縮減等も考えていまして、今おっしゃられたこの部分に対しては恒例化しているのが事実でございます。

(委員)

処理場で、例えばそれをコージェネと一体にするとか、熱エネルギーを使うとか、そういうことで例えば、教育施設とかプールとかにその熱利用を使うとか、そういうようなことで大きな処理場の場合はコスト縮減が図れるのではないかとおもうのですが、そこら辺はどうでしょうか。

(名張市下水道計画課長)

平成 18 年度に供用開始したばかりなんです、下水処理場の熱を熱変換しているいろ

な発電とか温泉にというご質問だと思いますが、まだ名張市としましても動き出したばかりで、そういう事業はまだ考えたことございませんですが、今後、そういう下水の熱について有効利用できる可能性がありましたら、またそういうのも将来検討していきたいと思えます。

(委員長)

基準が変わったというのは、先ほどの説明でいいのですか。いいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ベネフィットの考え方なんです、下水道工事の場合にベネフィットをどう考えるかというの、この場でも随分いろいろな話が今まで別の事例で出ておりますが、基本的にはその代わりに全戸に合併浄化槽を設置した場合どのくらいかかるかというようなことで、ベネフィットをカウントするというやり方というのが、国交省のベネフィットのマニュアルに載っているそうですので、そのマニュアルどおりに恐らく計算をされたベネフィットだろうと思いますが、名張市さんの場合は、先ほどお話ありましたように、今回網羅するエリアというのは、ほとんどが開発団地、かなりのエリアが開発団地で、それぞれに開発のときに浄化槽ではなくて集中で浄化するようなシステムを持ってみえる場所ばかりですよ。そういうエリアに今から公共下水を入れようというときのベネフィットの計算も、過去それぞれに合併浄化槽を入れる場合には幾らかかりますというお金の算出をするのはいかがなものかと、非常におかしな話なんじゃないかなというふうに率直に思えます。なので、その辺の考え方を1つは教えてください。

それから、と便益の所で3つの項目が上がってしまっていて、これもいつも出てくる項目ですけれども、の公共用水域の水質保全効果というのが、実はあまり出てきた記憶がないんです。これが下水道をした場合、同等のヘドロ浚渫事業費として算出するんだと書いてありますが、名張市の場合は海に面していませんので、このヘドロの浚渫というのは、どこかのヘドロを浚渫するという費用で便益を計算されたかを教えてください。多分、処理場から川に流されるんですね。川は多分大阪側へ流れるんですね。ヘドロの浚渫というのが、便益を計算する場合に大阪湾のヘドロの浚渫費用を見たのかどうかという。端的に言うと、そういうことを教えてください。

(名張市下水道計画課長)

では、2点ご質問ありまして、住宅団地の浄化槽の便益等の考え方と、ヘドロの浚渫費用についてということで2点ありまして、1点目の方を先に答えさせていただきます。下水道事業における費用効果分析マニュアル案では、代替費用法による居住環境の改善効果

の便益計測においては、下水道事業が実施されない場合、便所の水洗化については代替事業として必要な浄化槽の設置、維持管理費用等及び浄化槽汚泥を処理するために必要な浄化槽汚泥処理施設の建設費、維持管理費をもって、居住環境の改善効果とするとあります。同マニュアルでは、一般家庭の便所の水洗化に関する便益算定手法として、家庭浄化槽、5人槽のタンクをもって算出することが示されており、本市においてもその手法に準じています。事業再評価という趣旨からも、便益算定・・・(テープ交換)・・・単独の公共下水道の処理施設を団地ごとにつくることと同じことになり、便益の算定とは異なったものになっていくというふうに今考えております。

次に、2点目のヘドロのことについては。

(名張市下水道建設室)

そうしましたら、公共用水域の改善の評価について、それをヘドロの浚渫で評価をしている。それは一体どこのヘドロを想定しているのかということですが、これも実は公共用水域の水質改善を評価するやり方として、1つは今までの流域の方にありましたCVMという環境を維持するためにどういう支出をそれぞれ住民の方にアンケートをとって、その意思確認というやり方もありますし、もう1つは代替法としてこういったヘドロの浚渫ということで、代替法でやるというのがマニュアルの方に載っています。

その中には、具体的にどこのヘドロを浚渫するために費用を計上するんだという場所の特定は、マニュアルの中でもされてないわけなんですけど、ただ、私どもがこの手法をとった大きな要因として、まず先ほど委員の方からもありましたように、私どもの方は大阪湾流域、そこでは大阪湾流総というのが今、国によって策定されつつありまして、三重県もそれに基づいて淀川木津川上流水域の流総計画というのを、今現在策定中、ほぼ目標水質についても策定してしまっていて、かなり高度処理を求められます。

そうしたときに、公共下水道の評価、便益を算出するときに、少なくともそうした流総計画なり高度処理を求められている、それによって環境改善をしていくんだということ便益としてきちんと評価をするというやり方。このやり方の代替法としてのやり方がそのマニュアルには載ってしまっていて、要は、リンに置き換えるわけなんですけど、リンを除去するために一体どれぐらいのヘドロの量を取らなければならないのか。それは窒素、CODもそれに置き換えて、どれぐらいの土砂量になるのか。そのリンをそのまま垂れ流した場合、一体どれぐらいの土砂を浚渫しなければならないのかということ計算して、それに共通単価を掛けるということで、高度処理の便益を計ることができるというふうにされています。

名張市におきましても、想定されますのは高度処理の水質の基準のもとになっているのは大阪湾ですので、想定されますのは大阪湾というのは出てくるわけですが、今の計算上どこの土砂を浚渫するというので具体的に場所を想定しているのではなくて、下水道で除去されるリンがもしそのまま流れたら、これは合併浄化槽との差分を計算しているのですが、高度処理をする下水道から流される分が、もしそのまま合併浄化槽水準の量で流されたときに、一体どれぐらいの土砂を取らなければならないのかということをもって評価をしているということです。ですので、「どこの場所ですか」という委員のご質問に対しては、「どこです」という答えにはなりませんし、それはマニュアルの方でもそういった

想定を具体的にされているわけではございません。

(委員)

わかりました。単独浄化槽で計算しなさいというのがマニュアルに書いてあるというのが、今のお答えの中にあっただと思いますけど、単独浄化槽はご存知のとおり今製造禁止になっておりますので、非常にそれは現実的におかしなマニュアルだろうという議論がこの場でも何回もありまして、三重県としては少しでも現実的に近い形でベネフィットを計算するべきでしょうということで、今恐らく合併浄化槽の方の金額でベネフィットを計算していただいているということ、わざわざお手間をかけていただいているはずなんです。

そういう趣旨で考えますと、おっしゃることはわかるのですが、大阪湾の浚渫費用を見ているのかという質問に対しての今のお答えというのは、やっぱり現実にもしもないものを想定してベネフィットの金額としてカウントして、1を超えましたという話であるとすれば、非常にあまり現実味のない議論になってしまうのではないかなというふうな、これは感想ですけれども、いつもベネフィットの話をするとめどなくなりますので、あまりそこで突っ込みたくないのですが、非常に思います。

名張市の場合、これだけ大きな団地がたくさんあって、各団地が開発時にしっかりした浄化槽を集中浄化で浄化をしていたというのは、県内でもかなり特異な地域になるんじゃないかと思えます。全国でもそうかもしれない。そうだとすれば、そこに公共事業として公共下水道を入れることの意義というのは、やっぱりもうちょっとわが市、名張市、この地元のこの特異な状況の中で、公共下水ということへ切り替えるべきなのか、それとももっといい方法があるのかというのは、もう少しこちらの説明を聞かせていただいている方の腹に落ちる説明があるとうれしかったなというふうに思います。

先ほど、開発の団地の浄化槽もしくは管路について、30年もしくは40年たってというような、老朽化しているというような形容の仕方が説明の中にありましたが、今回、今からつくろうと思っている下水道の、これは50年先以上ですよね。耐用年数何年で想定してみえるのか、ちょっと私今忘れましたが、でも、50年以上それでやっていこうという計画なわけですよ。

今まで30年くらい使った各団地の管路なり浄化槽なりを、もう少し何か活用してやっていって、公共事業費を少なく抑えつつ、うまく下水を処理するという方法がなかったのかなと。せっかくここまで開発で投入しているいろいろなイニシャルコストをかけてつくったものがあったのにという思いが、私はとても強いです。

リンについては、今高度処理がかなりできていますので、合併処理でもリンを大変よく除去できるようになっています。そういう技術の進歩も30年の間に随分進んでいますので、今、浄化槽って要するに槽ですよ。水槽がたくさん並んでいて、順番にきれいにしていくという、基本的にはどこで何をしようが結局は、個別でしようが、集中でしようが、公共でしようが、理屈は変わらないんです。ですから、その中で今ある大きなが体のものをもう少し利用する方法は検討されなかったのかなというふうに思いますが、その辺の内部の検討というのは何かあったのでしょうか。

(名張市下水道計画課長)

まず、浚渫費用を見込まない場合のB/Cは2.16でございます。それと、合併浄化槽は30年過ぎて施設が老朽化しておりまして、住んでいる住民の方からも年間の機械電機の改造費が2,000万円、3,000万円かかっていく中で、とても団地だけ、住民だけの中ではもう対処しきれないと。今後機器の取替え等がどんどん大規模になっていくと大変ですし、大規模地震が来たときにも、構造的にも不安があるということで、公共下水道になるべく早く事業を止めないで接続してほしいという意向を受けております。

新中央処理区につきましては、団地の管渠の全部入れ替える費用は125億4,700万円で事業費には見込んでいるのですが、更新とかで適切に維持管理しながらやっていけば、現在ある管渠も有効利用しながら、公共下水道事業で運営できていくのではないかと考えています。

そして、南部処理区につきましては、名張市としましても、公共下水道事業を同時に2系列進めていく財政の余力がないものですから、南部処理区の住宅団地につきましては、比較的大規模な団地で、開発年次もまだ20年の後半程度でございますから、耐用年数が50年になるころには下水道を計画していくという前提の中で、公共管理していきますということで、現在の新中央処理区の整備にあわせて公共管理していきますということで、既存の合併浄化槽の機器管理の住民のリスクと管渠の陥没の工事等につきましては、今後条件整備、各団地と協定を結びながら、市の方で責任をもって管理していきますということで、国の補助を得られない状況ですが、その方がまだ名張市としても投資的経費が少なくて済むという観点で、平成40年ごろまでは責任を持って公共管理していくということで、議会等でも説明し、広報等でも発表しております。

(委員)

あと1点ですが、各団地にある処理場というのは、跡地利用みたいなことは何か出ているのでしょうか。

(名張市下水道計画課長)

いろいろな立地条件の中で浄化槽ありまして、開発業者さんが更地にして、駅前でしたらいろいろなもっと価値のある建物に替えるとかある中で、私どもも用地とか躯体を貰えれば、ポンプ場の貯留施設として使いたいなど。今後、増設接続していく中の設計で、そこら辺交渉しながら考えていきたいと思っています。

(委員)

何の除去施設ですか。

(名張市下水道計画課長)

貯留施設というか、ポンプ等で送るんですけど、一度にピークカットというか貯留して、管路とかポンプの負担をなるべく小さくする貯留施設を、躯体等使ってできないかなと思っています。

(委員)

そうすると、各団地に今ある処理場を一旦経由して公共の方へ持っていくような計画も考えてみえるということですか。

(名張市下水道計画課長)

大概の所は有効利用できる宅地とか駅前にあるものですから、開発業者さんなりが使われると思うのですが、こちら側の事情で、ここは貯留施設をつくった方が公共下水道としては有利という所については、こちらの方から積極的にそういう施設に使わせてもらいたいということで考えておりますが、場所のいい所は当然再開発で使われていくと思います。

(委員)

所有権はどこになっているのですか。

(名張市下水道計画課長)

所有権は、開発業者さんが持っているのですが、現時点では污水处理施設管理会社さんがもう30年も40年も管理しておりまして、実質開発業者さんは污水处理施設管理会社さんに污水处理施設につきましては、もうほとんど任せているということです。開発業者が倒産していなくなった所につきましては、住民が管理組合をつくって、住民自治で使用料金から経費からメンテナンスまでやっているという所も名張市には結構ありまして、そこから辺高齢化していく中で、統合的にこれから市の方でやってもらいたいということで、たくさん要望を受けております。

(委員)

そういう所有権の問題があるのですと難しいのかもしれないですが、どこかで雨水貯留施設に転用できる場所があるといいんじゃないかなと思ったりするものですから、いろいろな広い範囲で検討していただいて、計画を練っていただけるとありがたいと思います。

(名張市下水道計画課長)

わかりました。今後、いろいろな面で検討していきますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

今の件ですが、管理組合というか、住民所有と開発業者所有、割合としてどのくらいですか。半々くらいですか。ざくっとで結構ですが。

(名張市下水道計画課長)

全部で26箇所大きな大規模団地があります。そのうち9が住民で、残りが開発業者さんです。

(委員長)

何となく印象ですけど、管理責任逃れの食い逃げのような感じがあるのですが。要する

に、移管の条件というか、公共につなぐ条件として協力をしてもらうとか、そういう話はあるのですか。

（名張市下水道計画課長）

現在、緑が丘と桔梗が丘第一を接続した段階で、受益者負担金という形で、開発業者さんに交渉して、その中で開発業者さんと住民さんとも共同していただいております。今後も接続時には協議していただくということで説明しております。

（委員長）

はい。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

（委員）

ちょっとすいません。さっき 12 ページで年度ごとの事業の推移。これ 18 年度が極端に事業費が、17 年が 30 億円、18 年が 5 億 5,000 万円ほどなんですけど、これは財政事情であるのか、工事の中身であるのか、今後の見通しについて、極端に落ちた理由というか、それに何か原因があるのですか。

（名張市下水道建設室）

事業費の推移の所で、実は中央浄化センターの建設というのが平成 14、15、16、17 年。これだけが処理場の建設にかかっておりまして、18 年度につきましては面整備ということで、幹線工事もそれまでにやられていますので。あと、集落の中それぞれの住居に接続していくという、そういった工事をメインにしていますので、事業費としては落ちているという状況です。ただ、面整備はその金額で進めていますので、範囲としてはかなり広い範囲をやらせてもらっているのですが、状況はそういう状況になっています。

（委員長）

よろしいでしょうか。では。

（委員）

18 年度から開始されているということなので、まだわからないとは思いますが、だいたい何%ぐらいの人たちが下水道を接続されて、皆さん続々と入っておられるのか、それとも渋っている人もいるのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

（名張市下水道計画課長）

平成 10 年度の事業着手以来、平成 18 年度末までの整備状況は、住宅団地を含めマスの設置件数。マスの設置件数と言いますのは、20 戸建てのアパートがあっても、マスは 1 個でいいのですが、そのマスの設置件数は 2,839 件でございます。平成 18 年 3 月 31 日に供用開始して以来、接続済み件数は世帯ベースじゃなくてマスベースで 1,378 件となっており、48.5%の接続率となっております。今後につきましては、先ほど示しました資料 5 のスケジュールで段階的整備を行っていきまして、中央処理区域内人口 48,050 人に

対して、平成 27 年には水洗化人口 24,200 人へ、平成 32 年には 47,790 人に増加させていくというか、団地をつなぎ込んでいけばどんどん増えていくという計画で進める予定です。

(委員)

ちょっとお聞きしたいのが、先ほどの委員とはまた違う逆のパターンなんですけど、例えば、まだ汲取り式のお手洗いを使われていらっしゃる所とかが、その人たちが水洗にしないと浄化槽の方につなげられないというのをちらちらと聞いてはいるのですが、それは名張市さんでも、トイレの方も水洗にしないとつなげられないと。

(名張市下水道建設室)

名張市の場合なんですけど、公共下水道への接続というのは、基本的には 1 年以内に接続をしてくださいと。これはあくまでも供用開始のエリアとして使えるようになってからということなんです。それと、あと汲取りの場合につきましては、改造費もかなりかかるということで、その分については 3 年以内にお願いますということで、お願いをしている状況です。

(委員)

例えば、心配をしているのは、高齢者の方で、「あと自分がどれだけ生きるかわからないのに」とおっしゃられる方、多分お聞きになっていると思うのですが、汲取り以外の排水ですね。雑排水いうんですか。一番問題なのはそこだと思うんですけど、洗剤とかが流れている。心配しているのは、名張市さんは先ほどもおっしゃっていたように、ちょうど本当に陸地のまん中辺というか、名張川を通していろんな地域を通して海に流れていくということを考えると、その間の住民の人たちの影響もあると思いますので、そういった洗剤とかもう本当に分解できないようなものを流し続けていくのはとても心配な。その途中で一生懸命下水道を整備して流しますといっても、上流の方からリンが流れてきてはどうしようもないので、そういった所からちゃんとしていかないといけないのかなと思うので、雑排水だけでもつなげるというようなことは可能なんではないでしょうか。

(名張市下水道建設室)

ですので、今おっしゃっていただいたように、まずトイレは当面汲取り、今それを 3 年というふうにはさせていただいているのですが、そのときに雑排水だけ流せないのかというご質問については、基本的には流していただけます。下水道に流していただくということです。

(委員)

つなぐということができるとのことですか。

(名張市下水道建設室)

できるということです。それは、トイレほど費用がかからない。家によるとは思いますけど、費用がかからないという条件で、汲取りトイレは 3 年としているところを、そういった他

の雑排水については1年以内につないでいただきたいということで、条例に定めてお願いをしているところです。

(委員)

わかりました。では、例えば、汲取りできないからと言って、いつまでも雑排水を垂れ流し状態にするということはない。人のモラルの問題だと思いますけど。

(名張市下水道建設室)

何度も申し上げますが、条例上、汲取り以外の所については、1年以内でお願いしなすと言っていることですので、基本的にはその条例どおりにそれが進むかどうかというのは別の問題として、少なくとも雑排水については1年以内につないてください。トイレについては改造が大変なので、3年以内で汲取りについてもつないてくださいというのが、今の名張市の条例の組立です。

(委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

はい。

(委員)

ちょっと具体的に教えていただきたいのですが、緑が丘団地はもう工事済んでいますよね。こういうケースで、恐らく各戸別の水洗化の工事というのは発生しないし、管路も多分そのまま使うのかなというふうに思いますと、各個人個人の方たちは、流れる先は違いますけど、今までと使い勝手上の変化があまりない状態で切替という形になると思いますが、今までと公共下水につなげたときの使用料というのは、だいぶ増加するものでしょうか。

(名張市下水道計画課長)

緑が丘の下水道処理料金は、1カ月当たり1,900円という名張市内でもちょっと非常に安い。古い団地は傾向として安いのですが、特にものすごく安い所です。新しい団地は一月4,000円とかこういう所も出てきているのですが、そういう中で公共下水道につないでいただきましたら、20m³から25m³使いますと4,000円前後になるということで、何回も住民説明させていただいて、料金が高くなってということは住民の中で言っていました。何回も説明していく中で、町内会の3区長さんとかほとんどの住民の方は、施設が新しくなるし、安心安全で今まで管渠で問題があってもなかなかどこも直してくれないような状況だったのが、市に移管してから市の方で直してもらえとか、汚水処理施設もものすごく古かったものですから、機能的にはあまり大したことはないのがよくなったということで、今は下水道にほとんどの方、つなぎ替えた時点につないでいただいているのでほとんど理解していただいています。何人かは「ちょっと料金高くなっ

た」とか言って、文句言われる方はおられます。

(委員)

そういうケースの場合は、接続を拒否するということはできないわけですよね。基本的にできませんよね。ですから、団地全体としてゴーサインが出れば工事が進むし、工事が進めばもういや応もなく下水道の利用にかかってしまうわけですよね。そういう場合は、やっぱり住民説明を頻繁になさるということを心掛けていらっしゃるという、そういう一言に尽きるわけですか。

(名張市下水道計画課長)

それと、最終的に団地の代表者の方、区長さんとか区長連盟とか、あと開発業者さんと市との三者協定で、公共下水道に接続することについてということで協定書を交わしましてつなぎ替えていくということで、ほとんど九十数%の賛同があるという観点で接続を進めております。

(委員)

そうすると、これは仮定の話ですが、将来的に先ほど計画で団地を順番に接続していくという計画が立っていましたが、住民の中で例えば反対が多数の場合とか、意見がまとまらない場合は、その工事がストップしてしまうという状況も想定範囲内ですか。

(名張市下水道計画課長)

これから接続していく所は、1カ月当たり3,500円とか4,000円の所とかも出てきますので、公共下水につないでも月の使用料が1,000円ぐらい、あまり使わなければということで、現在聞いている感覚では、公共下水道を早く進めてもらいたいということで、要望意向等を受けているところです。

(委員)

わかりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、この辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。今から評価意見書をまとめますが、再開を何時にしましょうか。

(事業評価グループ副室長)

予定では45分取ってあるのですが、30分ぐらい遅れているのですが、どうさせていただきますでしょうか。

(委員長)

4時15分でいかがですか。

(事業評価グループ副室長)

はい。それでは、4時15分ということで、よろしく申し上げます。

(休憩)

(委員長)

それでは、委員会を再開します。意見書案を検討しましたので、読み上げます。着席して失礼いたします。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成19年7月13日に開催した平成19年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より都市公園事業1箇所および下水道事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年9月14日に開催した第4回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 都市公園事業〔県事業〕

7番 熊野灘臨海公園

(2) 下水道事業〔市町等事業〕

111番 名張市単独公共下水道(中央処理区)汚水

7番については、昭和45年度に事業着手し平成14年度と平成17年度に再評価を行いその後おおむね2年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

111番については、平成10年度に事業着手しその後おおむね9年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、7番については、社会状況の変化を見越した利用者予測について、妥当と判断できる説明が不足していた。したがって、高速道路の整備状況を踏まえた利用者予測結果の提出を求める。さらに公的健康温泉施設について、利用者の想定および城の浜地区の民間ホテルとの役割分担を踏まえた計画方針の提出をまって再審議とする。

111番については、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

以上です。委員の皆さん、これでよろしいでしょうか。それでは、これを三重県知事に答申させていただきます。

(事業評価グループ副室長)

はい、ありがとうございます。続きまして、議事次第4番目の評価の概要説明を行いたいと思いますので、委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、1番森林基幹道西出菅合線、これについて評価概要をご説明お願いいたします。

(森林保全室長)

1番森林基幹道西出菅合線についてご説明申し上げます。私、環境森林部森林保全室の深田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。次回、10月18日に再評価のご審議をいただきます森林整備事業1番森林基幹道西出菅合線でございますが、説明資料に基づきましてご説明申し上げます。

事業の目的でございますが、地域の路網形成の骨格となる基幹林道と位置づけ、利用区域森林内の林道や作業道と一体的な路網の形成を図ることによって、森林施業の効率化、木材搬出コストの削減を図り、林業活動の活性化を図るとともに、治山事業や森林環境創造事業等により、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるような適正管理を促進いたします。再評価の理由でございますが、事業採択後一定期間10年間を経過した時点での継続中の事業ということで再評価をお願いいたします。

対応方針でございます。コスト縮減と環境配慮に努めながら早期完成を目指し、事業を継続したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。評価のキーワードとしまして、路網と機械を活用した利用間伐の促進でございます。

全体計画でございますが、その資料に位置図が付いているかと思っておりますので、ご覧いただけますか。林道西出菅合線の位置図でございます。起点は国道42号から少し入りました旧大台町菅合という所でございます。起点として赤丸が置いてあると思っております。ここが起点でございます。黒い所が開設済みの所でございます。それから、ずっと下へ行きまして、終点というのが旧大宮町、現在は大紀町でございますが、ここが西出という所でございます。路線名は西出菅合線ですが、起点は菅合で終点が西出ということになっております。

戻りまして、概要説明資料の方でございますが、全体計画の評価年度としまして、前回平成14年度に評価をいただいております。そして、今回平成19年度でございますが、事業期間、全体事業費、工事費ともに変更はございません。費用便益比B/Cにつきまして変更がありまして、今回1.91ということで、0.54ポイント増加をしております。その理由でございますが、平成18年3月に策定いたしました「三重の森林づくり基本計画」、それから、地球温暖化対策を達成するための三重県第2次戦略計画の中で、今年から今後

4年間の重要事業として、間伐推進による森林整備に取り組むことにしております。計画に沿って高齢化をする森林現況に合うように、間伐対象林齢の範囲を広げました。そういう見直しを行ったことによりまして、B/Cが増加をいたしました。

再評価の視点でございますが、事業の進捗状況でございます。開設延長については70.3%、事業費におきましては67.5%の進捗となっております。全体事業費22億7,100万円のうち、残計画が7億3,800万円となっております。内容としまして、延長全体計画13,462mのうち、残は4,002mとなっております。

右側にまいりまして、事業を巡る社会経済状況等の変化でございます。社会的変化としましては、事業着手時には、起点が先ほど申しましたように旧大台町、終点が旧大宮町ということでしたが、この両方ともこの期間内に合併をいたしまして、大紀町と大台町にそれぞれなっております。また、平成18年3月には、紀勢自動車道の一部であります勢和多気JTCから大宮大台ICまでの間が開通をいたしました。そして、平成20年度にはこの延長上にあります紀勢ICまで開通予定がございます。ということで、移動時間の短縮等、地域の生活基盤に貢献することが期待されております。

経済的变化でございますが、木材価格が低迷をいたしております。この傾向が非常に強くなってきておりまして、森林所有者の経営の意欲が低下しております。そういったことによって、手入れが不足し、公益的機能の劣った森林が増えてきている。また、林業就業者の高齢化現象が顕著となっております。

費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等でございます。費用対効果につきましては、先ほど申し上げたとおり、間伐対象年齢、間伐対象の林齢を拡大させていただいたということでございます。地元意向につきましては、受益者、大台町・大紀町ともに事業継続を望んでおります。

事業進捗の見込みでございます。財政状況が今後ますます厳しくなっていくものと予想されておりますが、引き続き事業の進捗を図り、当初計画どおり平成26年度の完成を目指していきます。

コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性。コスト縮減につきましては、従来のコンクリート擁壁に替えまして補強土壁工法を積極的に活用しまして、切取量の削減、切取法長の低減、現場で発生した砂、土砂等の有効利用、それから緑化促進を図りながら、コスト縮減を図っていきます。代替案としまして、当路線の利用区域内の森林整備を図る必要があることから、この林道を開設する以外代替案はございません。

参考として、そこに事業費ベースの進捗グラフを付けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。棒グラフになっているのが単年度事業費でございます。そして、折れ線になっているのが累加の進捗率でございます。これは右の方に数字が出ております。平成26年度で100%を目指すということでございます。

以上、森林整備事業1番森林基幹道西出管合線の概要説明でございます。どうもありがとうございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。この案件につきまして、次回補足説明をしていただきたいような点がござりますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

参考になるかどうかわからないのですが、この大宮大台インターから、この後つくられる高速道路のどこを歩いていくのかという予定を入れていただくと、イメージが湧くかなと思ったので、よかったらその地図も欲しいです。

(森林保全室長)

わかりました。この位置図に追加して入れるようにさせていただきます。

(委員長)

ほかに。どうぞ。

(委員)

次回、まずはこの地域が私有林か国有林か。それで、該当する所に受益者が何名ぐらい見えるのか。それから、樹齢が何年なのか。間伐をこれからやって間に合うのかどうか。そこら辺のところと、それを通すことによって、便益計算されているとは思いますが、どれぐらい時間的にやるのか。それと、本当にこの道路を通せば、間伐をやられるのかどうか。ボランティアとかそういう制度を利用しないとできないのかどうか。そこら辺のところをお教えいただきたいと思います。

(森林保全室長)

確認させていただきます。この受益範囲の森林の所有形態ですね。林の年齢別の面積の表またはグラフ。それから、道路を通せば実際に間伐がなされるのかどうか。そういった点を次回には説明させていただきます。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。はい。どうもありがとうございました。続きまして、河川事業が3件ですので、続けて2番、3番、4番とご説明をお願いします。

(河川砂防室河川事業グループ)

続きまして、ご説明させていただきます。私、河川砂防室河川事業グループの大江と申します。よろしく申し上げます。それでは、来月10月18日にご審議いただきます2番二級河川朝明川、3番一級河川芥川、4番二級河川檜山路川につきまして概要説明させていただきます。説明の方は各事業主体であります四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所の方がさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(四日市建設事務所事業推進室整備二課課長代理)

四日市建設事務所整備二課課長代理の冨増といいます。本日、室長の森が所用によりこちらの方に伺えなくなりましたので、代理で説明させていただきます。それでは、座って説明させていただきます。まず、二級河川朝明川広域基幹河川改修事業、番号は河川事業

の2番でございます。この事業につきまして、概要説明資料、こちらのパワーポイントをもとにご説明させていただきます。

二級河川朝明川河川改修事業、こちらの計画区間についてでございますが、三重県の北部地域、川越町、朝日町、四日市市にまたがる川でございます。こちらの区間が事業区間となっております。目的といたしましては、河川改修を実施することにより、この地域を洪水などの被害から守ることです。今回、再評価を行った理由でございますが、前回平成14年度に再評価を行っており、その後5年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づき再評価を行おうというものでございます。

続きまして、河川改修事業の全体計画でございます。この事業につきましては、昭和49年度から平成35年度までの事業期間を考えております。全体事業費につきましては、約105億円。前回平成14年度の再評価時点と事業費については変わっておりませんが、事業期間につきまして、前回平成14年度の当時は平成25年度で完成といたしておりましたが、今回平成35年までに変更をさせていただいております。この工期延長の理由でございます。昨今、県の財政状況が非常に厳しくなっている中で、事業の重点化が求められております。四日市建設事務所管内で現在三滝川という川で、近鉄の連続立体交差、それから土地区画整理事業、そういう事業と一緒にやる必要がございます。そちらの三滝川の方を重点的に整備したと。そういうことによって朝明川の進捗が少し遅れてしまったというところでございます。また、平成16年度には、県の南部の方で大きな災害が発生して、その災害の復旧費の方に予算を回さざるを得なかった。それによって朝明川に予算が回らなかったという理由がございます。そのため、事業期間につきまして、今回10年間の延伸を提案させていただくものでございます。

また、費用便益のB/Cにつきましては、北勢地域は第二名神の開通、東芝等の企業立地によりまして、氾濫区域内の資産が増加いたしております。したがって、前回の再評価の値に比べまして32.04ポイント増加いたしまして、B/Cは378.85ということになっております。

続きまして、再評価の視点の から つきまして説明いたします。まず、事業の進捗状況でございます。事業の進捗状況といたしましては、国道23号の朝明大橋をはじめといたしまして、道路橋6橋、それから護岸の14,000mについて整備が終わっております。したがって、残計画といたしましては、道路橋2橋、JR鉄道橋1橋などの横断構造物の改修と、河川の河床を掘削して断面を確保すると、そういう計画になっておりまして、河床掘削が約77万 m^3 というものが残っております。残計画の事業費につきましては、約60億円ということでございます。なお、現在の進捗率でございますが、事業費ベースでいきますと約42%という状況でございます。

続きまして、事業を巡る社会経済状況等の変化でございます。社会的変化につきましては、第二名神の開通によりまして、流域内、それから河川が氾濫を起こした場合の氾濫する区域内で新たな宅地開発、企業等の開発が進められまして、資産自体は増えております。経済的变化につきましては、近年の厳しい財政状況から、建設費及び維持管理費のさらなるコスト縮減を進めてまいりたいと考えております。それと併せまして、河川改修の必要性を訴えて、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等でございます。これにつ

きましては、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、第二名神の開通などによりまして、河川が氾濫した場合、水がついたりする氾濫区域内の資産が増加しております。よって、費用対効果も増加しているということでございます。地元住民の意向についてでございます。この河川につきましては、過去伊勢湾台風で非常に大きな被害を受けたことがございまして、地元の声といたしましても、非常に災害に対して敏感になっております。したがって、いち早く河川の改修を進めてほしいという要望の声が上がっております。

続きまして、事業進捗の見込みでございます。これにつきましては、河床に堆積している土砂の撤去。河床を掘削いたしまして、河積を確保する。また、下流の高潮区間、この前のカトリナーの影響もございまして、堤防の嵩上げの早急な実施が必要になっております。そういう堤防の嵩上げ、道路橋、各農林等の取水堰。そういう堰等の横断構造物の改築を下流から順次進めていくことで、河川の治水安全の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性でございます。コスト縮減につきましては、残っている計画では河床掘削が非常に大きくございます。約 80 万 m^3 もの土砂が発生するということから、この土砂につきましては、当然公共工事へ流用を行って、コスト縮減を図っていくということを考えております。また、取水堰などの横断構造物につきましても、地元と調整をいたしまして、例えば堰が 2 箇所ある所を 1 箇所に統合したりして、そういうことでコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。代替案につきましては、朝明川自体計画区間のほとんど下流部につきましては用地の買収が終わっております。したがって、河川をさらに広げる必要がない中で、上流にダム、調整池等を設けることは今まで進めた事業自体を見直し、さらに非常に無駄なことになると考えられますので、現実的ではないと考えております。

このように、再評価の視点 から について評価した結果、事業主体であります県といたしましては、すべて妥当であると判断しており、本事業を継続いたしたいと考えております。以上で、概要説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(鈴鹿建設事務所事業推進室長)

鈴鹿建設事務所の中山と申します。よろしくお願いいいたします。では、座って説明をさせていただきます。それでは、一級河川芥川総合流域防災事業の再評価について、お手元の概要説明資料によりましてご説明させていただきます。

一級河川芥川総合流域防災事業の対象地域は、三重県の北勢地域に位置します鈴鹿市の 1 市です。河川の拡幅等の改修により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図り、芥川沿線の浸水被害防止を目的としています。今回、再評価を行った理由ですが、前回は平成 14 年度に再評価を行っており、その後 5 年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条に基づき再評価を行っております。

続いて、全体計画ですが、事業期間は昭和 63 年度から平成 35 年度までで、全体事業費は約 49 億円です。前回、平成 14 年度の再評価時点では、約 52 億円としておりましたので、約 3 億円減額となっております。この減額理由ですが、改修区間下流の護岸形式は、当初では用地の制約から直壁構造の PC 壁土工を護岸形式として計画していました。より経済的な護岸工法への変更を検討した結果、一部区間について近年の技術開発によって可能

となった大型ブロック積工法へと護岸形式を変更したことによるものです。また、費用便益比B/Cにつきましては、前回再評価では11.23だったのが13.65と、2.42の増加となりました。

続きまして、再評価の視点からについてご説明いたします。まず、事業の進捗状況ですが、築堤工240m、掘削工13,400m³、護岸工364m、橋梁2基を実施しました。したがって、残計画としては、築堤工3,360m、掘削工79,960m³、護岸工3,236m、樋門・樋管1基、床止工1基、橋梁3基の整備が残っており、残計画の事業費は約23億円となっています。なお、現在の進捗率は52.7%となっています。

続きまして、事業を巡る社会経済状況等の変化ですが、社会的変化につきましては、先ほどご説明しましたとおり、経済性に優れた大型ブロック積による直壁護岸工法が技術開発されました。これに伴い護岸工法を見直しています。経済的变化につきましては、厳しい財政状況に伴い公共事業が削減されています。引き続き建設費及び維持管理費のさらなるコスト縮減に努めています。

続きまして、費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等ですが、費用対効果分析については、繰り返しになりますが、護岸工費の縮減によりコスト縮減を図りました。次に、地元住民の意向につきましては、事業開始当初から変わらぬ早期改修への強い要望がございます。なお、地元では昭和59年に結成された「芥川改修促進期成同盟会」が、平成14年の再評価委員会以降も定期的に総会を開催しております。

続きまして、事業進捗の見込みですが、河道拡幅、河床掘削により下流部から順次治水安全度の向上、浸水被害の軽減を図っており、今後も継続して早期完成に向け事業を進めることとしています。

最後に、コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性ですが、コスト縮減につきましては、計画当初よりコスト縮減に努めており、平成14年再評価委員会実施以後、護岸工費の大幅なコスト縮減を達成しております。また、今後も新工法の積極的な採用により、さらなるコスト縮減に努めていきます。代替案につきましては、現実的な側面から該当はないものと考えています。

このように、再評価の視点からについて評価した結果、事業主体としましては、すべて妥当であると判断しており、本事業を継続したいと考えております。以上で概要説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございます。続きまして、4番お願いいたします。

(志摩建設事務所事業推進室長)

志摩建設事務所事業推進室の東です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。それでは、二級河川檜山路川総合流域防災事業の再評価について、お手元の概要説明資料によりまして説明させていただきます。

この事業は、実施箇所が志摩市浜島町檜山路地内です。この事業は、檜山路川沿線の浸水被害防止を目的に、河川拡幅と嵩上げなどの改修によりまして、河川の流下能力の向上を図り、治水安全度の向上を図ることを目標としています。今回、再評価を行った理由で

すが、この事業は河川整備計画策定後5年間が経過している事業であることから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき、再評価を行っております。

続いて、全体計画ですが、事業期間は平成6年から平成35年までで、全体事業費は15億5,000万円です。これらは河川整備計画を策定した平成14年度当時と同じで変更はありません。ただ、費用便益B/Cにつきましては、河川整備計画策定時には1.37、今回の再評価では1.57で、0.2の増加となっています。このB/C増加の理由としましては、事業が当初より早く進み、下流側の一部区間が工事実施が図れまして完成したということと、被害軽減効果が早期に発現したことによります。

続きまして、再評価の視点からについて説明いたします。まず、事業の進捗状況ですが、現在の進捗率は49%で、残事業は7億9,100万円となっています。進捗の内容としましては、築堤が全体計画で1,550mのうち、822mが施工済みで、残計画は728m。掘削工が全体計画20,000m³のうち、9,800m³が施工済みで、残計画が10,200m³。護岸工の全体計画が1,450mのうち、659mが施工済みで、残計画が791m。橋梁が全体計画6橋のうち、施工済みが1橋で、残計画は5橋。用地買収につきましては、約89%が買収済みで、残りは約11%となっております。

事業を巡る社会経済状況等の変化ですが、社会的変化につきましては、流域の世帯数及び人口は横ばいの状態にして、変化はほとんどありません。この箇所は、かねて被災の経験もあることから、事業に対する地元住民の協力も大きく、事業は順調に進捗しています。経済的变化につきましては、近年厳しい財政状況から、公共事業の予算についても年々縮減の傾向にあります。

費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等ですが、・・・(テープ交換)・・・に発現したことにより、費用便益が少し増加しました。地元住民の意向としましては、近年の台風の大型化、集中豪雨、多発する異常気象が相次いで発生していることから、地元住民から早期の整備完了が求められております。

事業進捗の見込みですが、今後も厳しい財政状況が予想されるため、当初計画どおり平成15年の完成としていますが、河道の拡幅、築堤盛土を引き続き実施し、横断構造物を随時構築することによって、下流から順次治水安全度を向上、そして浸水被害の軽減を図り、今後も早期完成に向けて事業を進めてまいりたいと思います。

最後に、コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性ですが、コスト縮減につきましては、築堤盛土には建設発生土の有効利用をするなど、さらなるコスト縮減に努めていきたいと思っています。また、地元調整によって、架け替える既設橋を統合することにより、事業費の軽減に努めていきます。代替案につきましては、治水安全度の向上を図るには、現実的に河道拡幅以外は該当しないものと考えております。

このように、再評価の視点からについて評価した結果、事業主体としましてはすべて妥当であると判断しております。本事業の対応方針は、事業継続をいたしますので、よろしく願いいたします。以上で概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。2番、3番、4番につきまして、次回に向けて何かご意見とか要望がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

(委員)

3 河川聞かせていただいたんですが、1 番目の朝明川、378 という大変大きな便益比出ておりますのが、10 年延びるということで、さっき予算的なことお話ありましたけど、ほかの所は全部予定どおり進めておるので、やっぱりこういった大きな所については早くやるべきだと思いますので、その辺のもう少し延びる理由というか、ただ財政だけというんじゃないしに、右側の用地なんかを見ておきますと、用地の進捗が平成 6 年ぐらいから横ばいで全然進んでいないような感じがしますので、用地の進捗のなぜこういうことが起こったのか、今後の用地が果たして可能かどうか。この辺の資料の提出をお願いしたいと思います。

(委員長)

はい。ほかをお願いします。はい、どうぞ。

(委員)

簡単に結構ですから、どの程度の確率規模の雨を対象に、計画降雨をどうとって、基本高水をどうとってという一連の流れを、簡単に結構ですから説明していただきたいというのと、それから、今までの委員会を見ていると、もしも氾濫計算の結果を使われるのであれば、氾濫計算の図はちゃんとお見せいただかないと、大抵再審議になっていきますので、そこら辺はしっかりと用意をお願いいたします。

(委員長)

実績と想定図、両方お願いします。ほかにありますでしょうか。では、ちょっと私の方からですが、河川の環境についての現況と、それをどのように扱うのか。それから、4 番については近自然工法と多分書いてあったと思いますが、3 番でしたっけ。近自然工法を使うのだったら、どの辺でどんな仕様で考えておられるのかというのを教えてください。実は、全部やる必要もないのかなとか思うのですが、全区間じゃなくて、妥当な所で妥当な仕様でやられたらいいと思いますが、それが判断できるような資料をお願いいたします。はい、どうぞ。

(委員)

同じく環境のことで、改修前の川を見ていると、結構自然な状態になっているので、恐らく魚なりいろいろな生物がいると思うので、そういったもののどういう生物がいて、それらに対してどういうフォローがされるのかといったことの情報があるといいなというのと、もう 1 つ、どれぐらいかわからないですが、恐らく住民も近くに住んでいらっしゃるということがあると思うので、住居がどんな割合で近くにあるのかというのを知りたい。それは氾濫の問題だけじゃなくて、子どもが多分いると思うんですね。子どもがこの川で遊ぶことを想定して、危険がないかどうかというようなものもちょっと見てみたいと思うので、そういうことがわかるような何かものがあるといいかなと思います。

(委員長)

ほかにありますか。はい。いろいろ注文お願いしましたけど、よろしく願いいたします。それでは、続きまして、海岸事業5番、6番、よろしく願いいたします。

(港湾・海岸室)

港湾・海岸室の高橋でございます。よろしく願いいたします。次回の委員会でご審議いただく海岸事業、2つの事業について概要説明をさせていただきます。まず、海岸事業の5番の鳥羽港海岸高潮対策事業及び6番的矢港海岸高潮対策事業の2件でございます。よろしく願いいたします。

(志摩建設事務所事業推進室長)

先ほどの志摩建設事務所事業推進室の東です。海岸2件とも私、説明させていただきます。それでは、座って失礼します。

それでは、鳥羽港海岸高潮対策事業の再評価について、お手元の概要資料によりご説明いたします。

この事業の実施箇所は、鳥羽市岩崎地区と中之郷地区です。当海岸の既設護岸は、年々老朽化が進んでおりまして、天端高も不足しております。この既設護岸の改良を行うことによりまして、波浪や高潮による災害から護岸背後の生命や財産を守ることを事業の目的としています。今回、再評価を行った理由ですが、平成14年度に行った前回の再評価から5年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行っております。

続いて、全体計画を説明させていただきます。当事業の全体事業費は、25億9,550万円です。前回の再評価時点では、25億4,000万円としておりましたので、5,550万円の増額となっています。この理由は、当初岩崎地区海岸の護岸改良事業でありましたが、津波被害の軽減対策として、岩崎地区と中之郷地区の陸閘改良を追加したことによるものです。また、費用便益比B/Cにつきましては、岩崎地区が前回の再評価では26.27、今回の再評価は21.86と減少しております。このB/C減少の理由につきましては、平成16年度に「海岸事業の費用便益分析指針」が改訂されまして、公共土木施設及び公共事業等被害額の算定比率が見直されたことによります。また、追加しました中之郷地区ですが、このB/Cは2.04となりました。

引き続き、再評価の視点からについて説明いたします。まず、事業の進捗状況ですが、岩崎地区につきましては、護岸改良全体計画延長628mのうち、315.7mと、陸閘の改良の全体計画6基のうち、2基を既に完成しました。中之郷地区につきましては、陸閘の改良全体計画4基をすべて整備いたしました。したがって、残計画としましては、岩崎地区の護岸改良312.3mと陸閘の改良4基の整備となっております。その事業費は11億9,000万円です。現在、工事の進捗状況は54.1%となっております。

事業を巡る社会経済状況等の変化ですが、社会的変化につきましては、各地区とも防護区域内には依然人家が密集しております。地形や利用形態も変わりはありません。東南海・南海地震など巨大地震の発生が危惧され、また近年台風が大型化するなど、異常気象が相次いで発生していることから、護岸整備に関する地域のニーズは今まで以上に高まっ

ております。経済的变化につきましては、近年の厳しい財政状況から、公共事業の予算についても年々縮減の傾向にあります。

費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等ですが、費用対効果分析の要因の変化につきましては、先ほども説明しましたが、前回の再評価後に「海岸事業の費用便益分析指針」が改訂されたことにより、費用便益比に減少が生じました。地元の意向につきましては、昨今、異常気象や巨大地震が危惧され、一層危機意識が高まっております。

事業進捗の見込みですが、18年と19年に県民しあわせプランの重点プログラムの取組により、津波被害軽減対策として陸開改良に重点投資を行いました。今後も厳しい財政状況が予想されますが、残計画につきましては、25年の完成を目指しております。

コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性ですが、コスト縮減につきましては、可能な限り既存施設を有効に活用することにより、コスト縮減を努めていきます。代替案につきましては、地域住民の安心安全の生活確保のため、この地区におきましては、護岸工以外の工法は考えられません。また、現在の進捗状況から判断しましても、現計画で進めることが妥当と考えております。

このように、再評価の視点 から について評価した結果、事業主体としましてはすべて妥当と判断し、本事業の対応方針は継続いたしますので、よろしくお願いたします。以上で鳥羽港の概要説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、的矢港海岸高潮対策事業の再評価についてご説明いたします。この事業の実施箇所は、鳥羽市磯部町の矢地区と三ヶ所地区です。当海岸の護岸は、築造約50年が経過して老朽化が著しいため、護岸補強を行うことにより、波浪や高潮による災害から背後の生命や財産を守ることを事業の目的としています。今回、再評価を行った理由ですが、平成14年度に行った前回の再評価から5年が経過しておりまして、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行っております。

全体計画を説明いたします。事業期間は、前回の再評価では、昭和61年から平成20年までとしておりましたが、今後も厳しい財政状況が予想されるために、平成20年度完成目標としていた矢地区については、平成33年の完成目標に変更しました。全体事業費は、75億2,900万円です。費用便益比B/Cにつきましては、的矢地区は前回の再評価では6.88、今回の再評価では3.8と減少しております。それから、三ヶ所につきましても、前回の再評価では8.32、今回の再評価では8.25と減少しています。このB/Cの減少理由につきましては、先ほどの鳥羽港と同じく、平成16年度に「海岸事業の費用便益分析指針」が改訂され、公共土木施設及び公共事業等被害額の算定比率が見直されたことによります。

続きまして、再評価の視点 から について説明いたします。まず、事業の進捗状況ですが、的矢地区につきましては、護岸補強全体計画が1,373mのうち992mと、陸開の改良7基すべて計画どおり完了しました。三ヶ所につきましては、護岸補強695mと陸開の改良2基が、全体計画どおり平成18年度に既に完了しております。したがって、残事業計画としましては、的矢地区の護岸補強381mの整備となっております。その事業費は20億9,900万円です。現在の進捗状況は72.1%です。

事業を巡る社会経済状況等の変化ですが、社会的変化につきましては、各地区とも防護区域内には依然として人家が密集しており、地形や利用形態も変わりはありません。東

南海・南海地震など巨大地震の発生が危惧され、また近年は台風の大型化、異常気象が相次いで発生していることなどから、護岸整備に関する地域のニーズは今まで以上に高まっています。経済的变化につきましては、鳥羽港と同じように、近年の厳しい財政事情から、公共事業の予算につきましても年々縮減の傾向にあります。

費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等ですが、費用対効果分析の要因の変化につきましては、前回再評価後に、先ほども説明しましたように、「海岸事業の費用便益分析指針」の改訂、それから、今回この的矢につきましては、事業期間を延伸したことによりまして、費用便益比に減少が生じました。地元住民の意向につきましては、地域住民、漁業関係者とも事業に対して協力的であります。事業整備に大きな期待を寄せております。また、昨今、異常気象や巨大地震が危惧され、一層危機意識も高まっております。

事業進捗の見込みですが、三ヶ所地区の完成を目指した重点投資を行ってきたことから、平成 18 年度に三ヶ所地区の事業が完了しました。今後も厳しい財政状況が予想されるため、平成 20 年度完成目標としていた的矢港については、平成 33 年度の完成を目指しています。

最後に、コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性ですが、コスト縮減につきましては、地形、地質等変化にあわせて護岸施設の工法をできるだけ細分化しまして、より経済的な断面になるように採用しています。代替案につきましては、当海岸のような複雑な地形状況、リアス式な海岸になっておりまして、複雑な地形条件における対策工法としましては、護岸工以外の工法は考えられないと思います。また、現在の進捗状況から判断しましても、現計画で進めることが妥当と考えております。

再評価の視点 から について評価した結果、事業主体としましてはすべて妥当であると判断し、本事業の対応方針は事業継続といたしますので、よろしくお願いいたします。以上で概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。5 番、6 番につきまして、何か意見とかご要望がありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

鳥羽港の方で、2 つの地域の事業、岩崎地区と中之郷と出ていますが、これの事業の進め方の予定を次回説明していただければと思います。というのはどういうことかと言うと、住民の命とか財産とか全部勘案した結果が、多分費用便益になって出てきているので、それが 10 倍の重みがあるのであれば、そちらを優先的にやるものかなというふうに思いますので。要するに、岩崎地区を優先的に先にやるというのが普通の考え方かなと思いますので、その辺どうなっているのかなということを、次回で結構ですから、またご説明いただければと思います。

(志摩建設事務所事業推進室長)

実は私、ちょっと説明不足だったのですが、中之郷地区は陸閘と言って樋門の自動化で動くような改良でして、もう既に 18 年度に。

(事業評価グループ副室長)

長くかかるようでしたら、もう次回説明していただければ結構でございます。

(委員)

次回で結構です。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。

(委員)

もう理解できたのでいいのですが、地元でありながらこの地図があまりにもクローズアップされた地図でわかりにくかったんですけども。例えば、中之郷地区の向かいが安楽島地区ですね。権現堂崎とか書いてある所がどこ地区になるのかなというのを、ちょっと見ないとわからなかったりとか、的矢の方でも、三ヶ所の向かいは一体これはどこの地区にあたるのかなというのが、地元でありながらあまりにもクローズアップされすぎてしまって、何地区なのかというのが書いてあるといいのかなと思いました。大きな地図を見ないとわからないかなと思ったのと。

(委員長)

これではいけないですか。

(委員)

そうですね。それ見て確認するのですが、それも結局地名。

(委員長)

これとこれの間ぐらいの縮尺を。

(委員)

そうですね。それで、地名が書いてないので何となく、特にリアス式海岸ってあまりにも入り組んでいるので、この向かいは一瞬渡鹿野とか思ったり、だんだんややこしくなってきたので、地区名というか、地名が入っているといいかなと思いました。

(委員長)

では、この地図とこの地図の間ぐらいの縮尺のものを。

(委員)

そうですね。地名が入ってないのがちょっと。こんな岬の名前は書いてあるけど、地名がここに安楽島って書いてあるといいのかなと思いました。以上です。

(委員長)

はい。ほかに。

(委員)

委員も言われたのですが、護岸ですので、メッシュでどれくらい被害が軽減できるのかというのを出していただくとよいかと思います。高潮によって護岸が整備されたことによってどう変わるのかというやつを出していただいた方がいいと思います。

(委員長)

だから、被害想定の根拠になる資料ということですね。

(委員)

そうですね。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

陸開というあまり聞き慣れない言葉が出てくるので、専門用語よくわからないので、次回で結構です。ちょっと説明をしてください。それから、的矢港の方は、老朽化により補強だというふうな説明だったと思いますので、今現在の例えば護岸の断面と、どういうふうにそれを補強してこうかというような、具体的なことを教えてください。

(委員長)

はい。ほかによろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。次回よろしく願いいたします。

それでは、議事次第5番目のその他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

(事業評価グループ副室長)

どうもありがとうございました。次回は10月18日木曜日、ここ技術センター鳥居支所で、ちょっと中途半端ですが、9時30分ということでさせていただきますので、何卒よろしく願いいたします。審議案件は今概要説明していただきました案件ですので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(委員長)

それでは、本日の議事をこれで終了いたします。どうもご苦労さまでした。事務局、上に行って何か相談。もう結構ですか。

(事業評価グループ副室長)

委員長、時間ありましたらお願いします。

(委員長)

はい。では、ご苦労さまでした。